

厚沢部町過疎地域持続的発展市町村計画

(令和8年度～令和12年度)

北海道檜山郡厚沢部町

令和8年4月改訂

目 次

1. 基本的な事項	1
(1) 厚沢部町の概況	1
① 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要	1
② 町における過疎の状況	1
③ 産業構造の変化、地域の経済的な立地特性	1
(2) 人口及び産業の推移と動向	2
(3) 町行財政の状況	4
① 行 政	4
② 財 政	4
③ 施設整備水準等の現況と傾向	5
(4) 地域の持続的発展の基本方針	6
(5) 地域の持続的発展のための基本目標	7
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	8
(7) 計 画 期 間	8
(8) 公共施設等総合管理計画等との整合	8
2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	10
(1) 現況と問題点	10
① 移住・定住・地域間交流の促進	10
② 人材育成	10
(2) その対策	10
(3) 計 画	11
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	11
3. 産業の振興	12
(1) 現況と問題点	12
① 農 業	12
② 林 業	12
③ 工 業	13
④ 商 業	13
⑤ 観光・レクリエーション	13
(2) その対策	14
① 農 業	14
② 林 業	14
③ 工 業	15
④ 商 業	15
⑤ 観光・レクリエーション	15
(3) 計 画	16
(4) 産業振興促進事項	17
(5) 公共施設等総合管理計画等との整合	17
4. 地域における情報化	18
(1) 現況と問題点	18
(2) その対策	18
(3) 計 画	18
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	18
5. 交通施設の整備、交通手段の確保	19
(1) 現況と問題点	19
① 道 路	19
② 交 通	19
(2) その対策	20
① 道 路	20
② 交 通	20
(3) 計 画	20
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	20
6. 生活環境の整備	21
(1) 現況と問題点	21
① 水 道	21

② 環境衛生	21
③ 消防施設及び救急体制の整備	21
④ 公営住宅	22
(2) その対策	22
(3) 計画	23
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	24
7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	25
(1) 現況と問題点	25
① 子育て環境	25
② 高齢者福祉	25
③ 障がい者福祉	27
(2) その対策	28
(3) 計画	29
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	30
8. 医療の確保	31
(1) 現況と問題点	31
(2) その対策	31
(3) 計画	31
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	31
9. 教育の振興	32
(1) 現況と問題点	32
① 学校教育	32
② 社会教育	32
(2) その対策	33
① 学校教育	33
② 社会教育・社会体育	33
(3) 計画	35
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	36
10. 集落の整備	37
(1) 現況と問題点	37
(2) その対策	37
(3) 計画	37
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	37
11. 地域文化の振興等	38
(1) 現況と問題点	38
(2) その対策	38
(3) 計画	38
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	38
12. 再生可能エネルギーの利用の推進	39
(1) 現況と問題点	39
(2) その対策	39
(3) 計画	39
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	39
13. その他地域の持続的発展に関し必要な事項	40
(1) 現況と問題点	40
① 防災体制の充実	40
② 効率的で健全な行財政運営	40
③ 開かれた行政及び住民参画の推進	40
(2) その対策	41
① 防災体制の充実	41
② 効率的で健全な行財政運営	41
③ 開かれた行政及び住民参画の推進	41
(3) 計画	41
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	42
別添 過疎地域持続的発展特別事業一覧表	43

1 基本的な事項

(1) 厚沢部町の概況

① 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

当町は、北海道の南端、渡島半島の日本海に面した檜山管内の南部に位置し、総面積は、460.58 k㎡、人口3,592人（令和2年国調）の農村地域である。

気象は、冬は季節風が強く積雪量も比較的多いが、春から秋にかけては比較的温暖で、適度の雨量もあることから農業に適している。

当町は、古く1678年（延宝6年）檜伐採に柚夫（そまふ）が本州から渡来し、その頃から柚夫が定住し、河川流域の開墾を始めた。明治9年5月の戸長役場が設置され、明治39年4月二級町村制の施行により村名を厚沢部村とした。その後、昭和35年7月1日字名地番改正、昭和38年3月10日には町制が施行された。戸長役場設置以来増加を続けた人口は、昭和35年の10,651人（国調）をピークに減少に転じ、令和2年には3,592人（国調）と、昭和35年と比較して7,059人、66.3%の減となっている。農家の離農及び若年層の町外流出によるところが大きな要因である。

また、人口の減少に対し、世帯数は2,017世帯（昭和35年国調）から1,654世帯（令和2年国調）と18.0%減少し、一世帯当たりの人員も5.28人から2.17人に大きく減少している。

産業構造は、農林業を中心とした第一次産業が主体であり、第二次産業は製材業及び建設業、第三次産業は小規模商店による小売業が多くを占めている。

② 町における過疎の状況

当町における人口は、昭和35年の10,651人をピークに加速度的に減少に転じ、昭和45年までの10年間で2,612人減少した。50年代になって減少のペースは鈍ってきたものの、平成以降も依然として減少傾向にあり、令和に入ってもなお続いている。昭和45年には過疎地域に指定された。

前過疎地域自立促進計画では、地域の自立促進を図るため経済基盤の安定化、雇用機会の充実を最も重要な課題と位置づけるとともに、基幹産業である農業においては作物の高付加価値化、新たな地域ブランドの創出、農業後継者・新規就農者の育成、さらには雇用創出、保健福祉サービスや子育て支援の充実などにより住民の定着を図るべく、各種施策を積極的に推進してきた。

しかし、農産物価格の低迷などによる経営悪化に加え、担い手や後継者不足による高齢農家の離農、さらには、就業機会の減少による若年層の町外流出は依然として続いており、若年層の町外流出、出生数等人口の社会的、自然的動態から推計すると、今後も引き続き穏やかな減少が続くものと予測される。

③ 産業構造の変化、地域の経済的な立地特性

開拓以来、本町の基幹産業と位置付けられてきた農業は、国内外の諸情勢や地域社会構造の変化に伴い、極めて厳しい状況を迎えている。農業構造の改善や収益性のある作物の導入など基礎的、基本的な対応は着実に整備されているが、今後は需要に応じた生産体制の構築や、高度な栽培技術や経営管理能力を有し、幅広い知識を身につけた農業後継者の育成が必要とされている。また、農業への強い意欲を持った新規参入者などの担い手に対する受け入れ対策も必要となっている。

工業では、4工場ある製材業は長引く景気の低迷による需要の減退、安価な外材との競合などにより厳しい経営状況にある。

林業・林産業は、本町の数少ない地場産業であり、本町産業興しの中核として雇用の確保を担うものであることから、適正な撫育管理を進めるとともに、原木供給状況に合わせた生産体制の近代化を推進し、木材の高度利用と高次加工を図っていくことが必要である。

商業は、交通網の発達と消費者ニーズの多様化などで、近隣への消費者流出が続き、加

えて近隣町への大型店舗の出店により大変厳しい状況にある。平成 26 年度に新町商店街の道路拡幅が終了しているが、今後はまちの中心となる魅力ある商店街を目指す活動を強力に推進していく必要がある。

観光については、豊かな自然に恵まれた地理的条件を最大に活用し、地域住民や都市住民をターゲットにした自然志向型施設としてレクの森キャンプ場や鶉ダムオートキャンプ場を整備し、観光客の誘致を進めてきた。平成 27 年に重点道の駅に選定された「道の駅あっさぶ」は、その機能強化のため駐車場の拡張や、トイレ、商業施設の整備が完了しており、今後も拠点施設として地域の魅力発信や施設の有効活用を図っていく必要がある。

また、今後は、平成 28 年 3 月に開業した北海道新幹線新函館北斗駅との利便性を活かした広域観光振興策の強化が必要である。

(2) 人口及び産業の推移と動向

人口は、昭和 35 年の 10,651 人（国調）をピークに若年者の町外流出、離農、出生率の低下などにより年々減少が続き、平成 17 年に 4,775 人（国調）と 5,000 人を下回った後も更なる減少を続けている。昭和 50 年以降、人口減少率は低くなったとはいえ依然として減少傾向にあり、この傾向は今後も続くものと予測される。

年齢構成においては、若年者比率が昭和 35 年の 24.4%から令和 2 年では 7.0%と約 3 分の 1 となったのに対し、高齢者比率は昭和 35 年の 4.4%から令和 2 年では 42.9%と約 10 倍の上昇となり、今後も高齢化の進行は続くと人口ビジョンで推計されている。

平均寿命の伸長、出生率の低下とともに若年層の町外流出により、幼年人口、生産年齢人口の低下は続いており、今後も 65 歳以上の老年者人口比率は高まり、超高齢社会が進行していく。また、男女構成比を見ると、その比率に大きな変化は見られず、女性が男性を上回る状況が続いている。

産業別就業人口では、平成 17 年数値で第一次産業人口比率が第三次産業人口比率を下回っており、これは、担い手や後継者不足による高齢農家の離農等によるところが大きく、今後も他産業への流出等により第一次産業の就業人口は減少するものと予測される。第二次産業人口は、長引く不況により減少傾向にある。第三次産業人口は、第一次産業人口及び第二次産業人口の減少により全体を占める割合は増加しているが就業者数は減少している。

表 1-1 (1) 人口の推移（国調）

区 分	昭和35年	昭和50年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 10,651	人 7,379	% △30.7	人 4,775	% △17.0	人 4,049	% △15.2	人 3,592	% △11.3
0歳～14歳	4,166	2,010	△51.8	541	△44.7	440	△18.7	339	△23.0
15歳～64歳	6,014	4,714	△21.6	2,717	△27.2	2,053	△24.5	1,713	△16.6
うち 15歳～ 29歳(a)	1,349	△48.0	552	△23.1	298	△46.0	△23.1	252	△15.4
65歳以上 (b)	471	655	39.1	1,517	45.0	1,556	2.6	1,540	△1.0
(a)/総数 若年者比率	% 24.4	% 18.3	—	% 11.6	—	% 7.4	—	% 7.0	—
(b)/総数 高齢者比率	% 4.4	% 8.9	—	% 31.8	—	% 38.4	—	% 42.9	—

表1-1(2) 人口の見通し (人口ビジョン)

○社人研による総人口・年齢区分別人口の推計

国立社会保障・人口問題研究所の人口推計値 (令和5年12月1日)

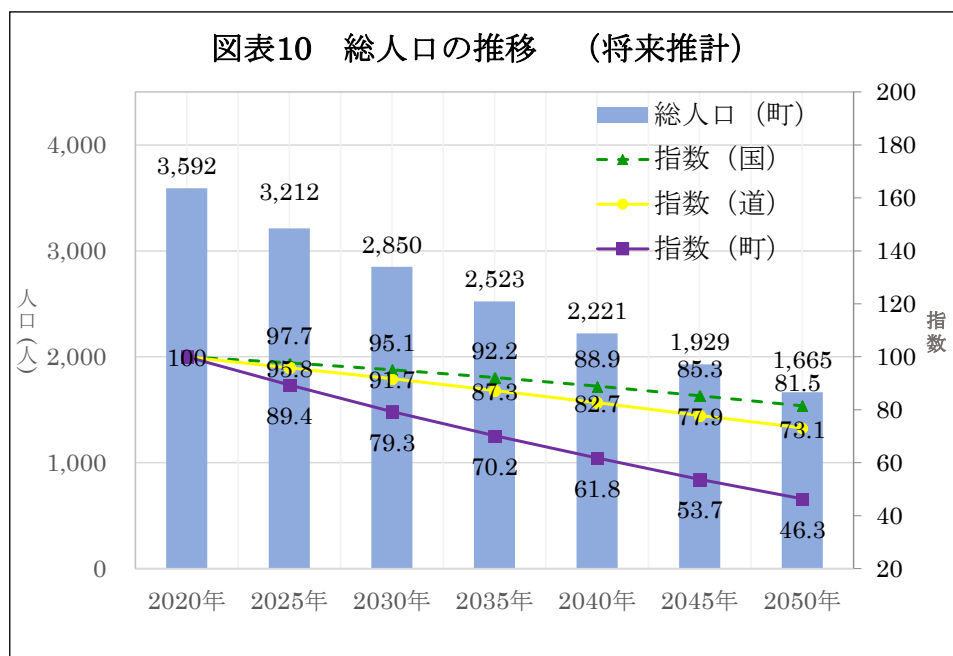
(単位:人)

人数	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年
総人口	3,592	3,212	2,851	2,524	2,223	1,927	1,664
65歳以上	1,540	1,442	1,355	1,222	1,137	1,029	928
15~64歳	1,713	1,497	1,306	1,138	948	779	638
0~14歳	339	273	190	164	138	119	98

国立社会保障・人口問題研究所の総人口に占める年齢区分ごとの推計値 (令和5年12月1日)

(単位:%)

人数	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年
65歳以上	42.9	44.9	47.5	48.4	51.2	53.4	55.8
15~64歳	47.7	46.6	45.8	45.1	42.7	40.4	38.3
0~14歳	9.4	8.5	6.7	6.5	6.2	6.2	5.9



※2020年の人口を100とし、各年の人口を指数化

《厚沢部町人口ビジョン》

①人口ビジョンの位置づけ

厚沢部町人口ビジョンは、国の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」の主旨を尊重し、当町における人口の現状分析を行い、人口に関する住民意識を共有し、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を示すものである。

②人口ビジョンの対象期間

対象期間は、2020年国調から30年後の2050年までとし、国立社会保障・人口問題研究所の人口推計を基礎数値として用いている。

③厚沢部町の人口の現状分析

厚沢部町の人口は、昭和35年(1960年)の10,651人をピークに減少を続け、令和2年(2020年)には3,592人となり、ピーク時の33.7%程度に減少してきている。

人口の年齢構成バランスについても大きく変化しており、高齢者(65歳以上)の割合は昭和35年の4.4%(471人)から令和2年には42.9%(1,540人)に達している。一方、年少人口(0歳から14歳)の割合は昭和35年の39.1%(4,166人)から令和2年には9.4%(339人)と大きく減少し、少子高齢化が加速度的に進行している。本町の人口減少の要因は社会減の影響が大きく、若年層(15歳~24歳)の転出超過が人口減少に大きな影響を及ぼしている。また、出生数の低下と高齢化による死亡数の増加により自然減の占める割合も徐々に高くなってきている。

表 1-1 (3) 産業別人口の動向 (国調)

区 分	昭和35年	昭和50年		平成17年		平成27年		令和 2年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 5,218	人 3,687	% △29.3	人 2,427	% △22.5	人 2,055	% △15.3	人 1,889	% △8.1
第一次産業 就業人口比率	% 72.4	% 53.9	-	% 34.9	-	% 32.9	-	% 32.3	-
第二次産業 就業人口比率	% 10.7	% 18.2	-	% 17.1	-	% 14.6	-	% 17.0	-
第三次産業 就業人口比率	% 16.9	% 27.9	-	% 48.0	-	% 52.5	-	% 50.7	-

(3) 町行財政の状況

① 行 政

町の行政組織機構は、時代に即した行財政組織とすべく、令和3年4月に組織機構改革を実施し、本庁7課24係、国保病院、認定こども園のほか、議会、教育委員会、農業委員会、選挙管理委員会、監査委員により構成され、令和6年度末の職員数は100人（うち、一般行政職59人）である。職員の定員管理については、退職者不補充を行うなど安易な増員は避けてきているが、保健師、看護師、保育教諭などの専門技術職員については計画的な採用を行い、住民サービスの向上を図っている。

また、地方分権が進み地域の自主性が試される中、職員にはこれまで以上に高度な能力、技能と豊富な知識経験が要求され、公務員としての倫理の保持を図るとともに、資質の向上と自覚を促し、信用を確保することが重要であることから、計画的な研修や職員教育を実施している。

令和6年度には、人口の現状と将来展望を提示する「厚沢部町人口ビジョン」と地域の実情に応じた今後5ヵ年の施策の方向性を提示する「第3期厚沢部町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を、また、令和2年度には今後の10年間を計画期間とする新たなまちづくりの指針となる「第6次厚沢部町総合計画」を策定している。「厚沢部町素敵な過疎のまちづくり基本条例」の基本理念に基づき、誰も安全で安心して暮らせる「素敵な過疎のまち・厚沢部」の実現に向け、町民と行政が手を携え、協働したまちづくりを推進している。

また、町民参加の協働の町づくりを推進する上で、行政と町民の情報の共有化が重要であり、町広報紙やホームページなどにより迅速で詳細な行政情報の提供に努めている。また、町有情報の提供とより多くの町民の意見を施策に反映させるため、「まちづくり座談会」を開催している。

② 財 政

財政状況については、表1-2(1)のとおりである。令和6年度の歳出総額は、義務的経費の増加により、令和元年度と比較して1.4%の増、平成27年度と比較すると25.9%の増となっており、財政規模は増加傾向にある。財政指標については、財政力指数は低い水準で推移し、実質公債費比率や経常収支比率も年々上昇してきており、弾力的に運用できる財源が乏しい状況が続いている。

歳入では、令和6年度の地方税の歳入全体に占める割合は7.1%と低く、多くを地方交付税や国・道支出金、地方債に依存しており、脆弱な財政基盤にある。今後も人口減少に伴い税収や地方交付税の減少が見込まれるなど、財源の確保が一層困難になると考えられる。

一方歳出は、義務的経費は会計年度任用職員制度の導入に伴う人件費の増に加え、扶助費も増加傾向にあり、投資的経費についても道の駅周辺整備やうずら温泉改修等により増加しており、今後も義務教育学校整備や老朽化が進んだ公共施設の更新等が必要になるなど、義務的経費・投資的経費いずれも高い水準で推移することが見込まれる。地方債については、交付税措置のある有利なものを選択し、後年度の住民負担を考慮して発行の抑制

に努めており、現在高は減少傾向にある。

今後も、経常経費の節減や既存事業の見直しを徹底し、効果的・効率的で将来にわたり持続可能な財政運営を行っていく必要がある。

表 1-2 (1) 市町村財政の状況

(単位：千円)

区 分	平成22年度	平成27年度	令和 2 年度	令和 6 年度
歳入総額 A	5,733,995	4,436,422	5,451,559	5,514,889
一般財源	3,567,038	3,452,729	3,840,685	4,138,953
国庫支出金	571,031	292,368	975,319	388,990
都道府県支出金	627,091	298,487	355,024	361,251
地方債	490,678	319,169	411,546	223,288
うち過疎対策事業債	(355,200)	(114,700)	(198,400)	(201,900)
その他	478,157	73,669	131,015	402,407
歳出総額 B	5,559,027	4,310,364	5,351,119	5,428,529
義務的経費	1,184,005	1,272,480	1,513,734	1,646,234
投資的経費	1,912,905	540,264	648,251	780,182
うち普通建設事業	(1,888,675)	(536,053)	(640,546)	(780,177)
その他	2,462,117	2,497,620	3,189,134	3,002,113
過疎対策事業費	2,057,557	827,092		
歳入歳出差引額 C (A-B)	174,968	126,058	100,440	86,360
翌年度へ繰越すべき財源 D	78,078	51,122	22,949	3,134
実質収支 C-D	96,890	74,936	77,491	83,226
財政力指数	0.170	0.160	0.170	0.160
公債費負担比率	9.8	10.6	12.6	11.6
実質公債費比率	7.2	3.8	5.8	7.2
起債制限比率	—	—	—	—
経常収支比率	71.4	69.4	79.4	78.7
将来負担比率	—	—	—	—
地方債現在高	2,978,936	2,852,712	3,468,459	2,785,046

(注) 上記区分については、地方財政状況調(総務省自治財政局財務調査課)の記載要領による。ただし、実質公債費比率と将来負担比率については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成 19 年法律第 94 号)に基づく数値を使用する。

③ 施設整備水準等の現況と傾向

ア 道路

当町の道路は、国道 227 号が東西に横断し、これを中心に道道 6 路線(町内延長 71.6km) 町道 194 路線(実延長 183.7km) で形成されている。道道は改良率 92.9%、舗装率 88.0%であり、町道は改良率 74.7%、舗装率 74.2%となっている(数値は令和 7 年 4 月 1 日現在)。国道は函館圏と南檜山圏を結ぶ幹線道路であり、経済流通の大動脈として重要な役割を果たしている。このため、線形の改良などの整備を継続して要望していく必要がある。

道道については、共和鶉線(鶉町地内)の整備が令和元年度で完了し、一部に残る未整備部分の改良等についても継続して要望していく必要がある。

町道においては、現道の維持を中心に住民のニーズに即した整備を進める。

イ 農道、林道

農道、林道については、計画的な整備を図ってきており、農道延長は 4.1 km、林道延長は 254.3 km となっている。

農道については、基幹農道を町道として整備を進め一定の整備水準に達しているが、経営規模の拡大や農業機械の大型化により、末端耕作道から農道、町道までの道路網の配置を検討していく必要がある。

林道については、林野面積当たりの延長は横ばい傾向にあるが、森林施業や木材輸送等を効率的に実施するうえで重要な役割を果たすものであり、林道、作業道等の路網整備を推進する必要がある。

農林業が中心の当町では、農道や林道の整備は生産向上やコスト低減を図るうえでも重要であり、今後も基幹的農道及び林道の計画的な整備を推進する。

ウ 水道

水道の普及率は99.5%とほぼ整備済みとなっているが、全管路延長159kmのうち40%を超える65kmが布設から20年以上、中央監視装置等の電気計装設備についても設置から20年以上経過しており、老朽化した配水管路や施設の維持整備に努める。

エ 医療施設

地域医療の中核機関として国保病院と歯科診療所1カ所がある。国保病院は昭和61年度に全面改築を行っており、医療器械設備の充実と医師及び医療従事者の安定的確保を図る。

また、介護サービス事業者と連携し、地域住民及び高齢者ニーズに応じた医療体制を検討するとともに、経営改善に向けた取組を進める。

オ 学校施設

学校は小学校2校、中学校1校となっており、今後の児童生徒数の推移と施設の老朽化等を踏まえ、小中一体型の義務教育学校の整備を進める。

カ 下水道

下水道は農業集落排水事業による整備が平成22年度で終わり、令和7年3月末現在集排普及率（水洗化率）は52.4%、個別合併浄化槽普及率（水洗化率）は29.0%、町内全体の水洗化率は81.4%にまで至った。今後は施設の維持補修に努めるとともに、集落排水普及率の向上と個別合併浄化槽の整備を推進し、住環境の一層の向上に努める。

表1-2(2) 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和55 年度末	平成2 年度末	平成12 年度末	平成22 年度末	令和6 年度末
市町村道					
改良率 (%)	47.1	61.9	71.8	73.1	74.7
舗装率 (%)	23.9	47.0	68.7	73.6	74.2
農道					
延長 (m)	69,871	47,422	32,947	27,453	4,058
耕地1ha当たり農道延長 (m)	20.6	10.8	7.6	7.9	1.0
林道					
延長 (m)	163,190	175,647	238,084	247,885	255,586
林野1ha当たり林道延長 (m)	4.3	4.7	6.4	6.6	6.8
水道普及率 (%)	96.7	93.4	98.2	99.2	99.5
水洗化率 (%)	(0.9)	2.4	13.6	50.3	81.4
人口千人当たり病院、診療所の 病床数 (床)	11.1	13.1	14.8	15.0	18.4

(注) 上記区分のうち「水洗化率」以外のものについては、公共施設状況調(総務省自治財政局財務調査課)の記載要領による。

(4) 地域の持続的発展の基本方針

過疎化に加え少子高齢化が進行する中、令和2年度に策定した第6次厚沢部町総合計画

『好きな』まちに『て』を加え『素敵な』まちに」は、「少子高齢化のもとイキイキとした町の実現」、「町の貴重な資源である人づくりの充実」、「足腰が強くイノベーションが起こせる産業の育成」、「住みたい」「戻りたい」「関わりたい」と思えるような魅力の構築・発信」、「町民が安心して安全に暮らし続ける町の実現」、「行財政改革のさらなる推進と町民のまちづくりへの参画・参加促進」の6つをまちづくりの方向性として、各分野において各種施策に積極的に取り組み、町民との対話を重視しながら情報を共有化し、町民と行政との協働のまちづくりを推進するものとする。

また、前過疎地域自立促進計画に基づき、農業をはじめとする産業の振興や医療の充実、交通通信体系の整備、生活環境の整備、教育文化の振興、移住交流及び定住促進など、町民と一体となり社会資本の整備充実などの各種施策を推進してきたが、転出の超過及び少子高齢化の進行による人口減少は依然として止まっていない。

このような状況下、着実に進展する国際化、高度情報化への対応を図ると同時に経済基盤の安定化、身近な生活環境の整備、移住交流人口の拡大及び定住促進が急務となっている。特に、地域の持続的発展を図るためには、経済基盤の安定化、雇用機会の充実が最も重要な喫緊の課題となっている。

基幹産業としての役割を担ってきた農業は、農産物の生産・販売を通じて地域経済の活性化に寄与しており、今後も基幹産業であり続けるためには、地域団体商標に登録された「あっさぶメーカー」のブランドを堅持するとともに、作物の高付加価値化を図りつつ消費者ニーズや加工・業務用等の新たな需要に対応した生産供給体制の構築を支援していく。また、農村人口の減少下においても、地域コミュニティが維持され、農業生産が継続されるよう農業後継者や新規就農者の確保・育成に取り組むとともに、地域の担い手の核となる強い農業経営体を育成し経営基盤の強化を支援していかなければならない。加えて、経営管理の高度化や円滑な経営継承、雇用による就農機会の拡大の面から農業の法人の取り組みを後押ししていく。

林業においては、木材価格が長期的に低迷する中、農業と同様、林業従事者の減少や高齢化により、林業経営体の活力の低下が懸念される。このため、厚沢部町森林整備計画等に基づき、林道や作業路網の計画的な整備や、森林施業の共同化や効率的な実施を図り、林業経営体の体質強化や労働力の確保に努める必要がある。第二次、第三次産業についても、小規模であっても魅力的な職場、事業を創出することが重要であり、商店街の活性化、起業の促進など総合的な基盤づくりを図り雇用の増大につなげなければならない。

超高齢社会に対応すべく、在宅福祉や保健・福祉サービスの充実とサービス提供施設の整備充実を図るとともに、高齢者がその知識や経験を活かしながら生き甲斐をもって広く社会に参加できる環境づくりを進める必要がある。

生活環境の向上、重点プロジェクトの推進、魅力ある産業の形成、そして交流人口の拡大や移住・定住の促進を図り、厚沢部町に「住んで良かった」「住んでみたい」「いつまでも住み続けたい」と思える、安全で安心して暮らせるまちづくりを目指し、戦略的、重点的及び広域的な観点に立った施策を積極的に展開していく。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

上記(4)に記載した当町の持続的発展にかかる基本方針に基づき、本計画全般に関わる基本目標を以下のとおり設定する。

① 人口に関する目標

全体人口（目標年度：令和12年度） 3,072人（令和2年国調3,592人）

② 出生率に関する目標

合計特殊出生率（目標年度：令和12年度） 1.9（令和2年1.31）

人口に関する目標は、「第6次厚沢部町総合計画」及び「第3期厚沢部町まち・ひと・しごと創生総合戦略」と整合性を図るものとしている。当町の人口減少の要因は、高校や大学の進学時及び就職時の転出が生産年齢人口減少の要因となっており、加えて生産年齢人口の減少により出生数が減少するため、年少人口の減少に拍車をかけている状況である。

各種対策を実施することにより、人口の社会減を抑制することが地域の持続的発展に対して効果が大きいと考えられる。

各分野に関する目標については、この後に記載するそれぞれの項目ごとに記載する。

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

計画期間は5年間とし、ローリング方式で毎年見直しを行う。評価結果については議会へ報告し、ホームページ等により広く住民へ周知するものとする。

(7) 計画期間

計画期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5カ年間とする。

(8) 公共施設等総合管理計画等との整合

平成29年3月に策定した「厚沢部町公共施設等総合管理計画」では、公共施設に関する基本方針を定めており、施設の特性に応じた、総合的かつ計画的な管理運営を推進することで、将来の更新費用の削減を目指すこととしている。

また、令和3年3月には、厚沢部町公共施設等総合管理計画に基づき施設ごとの取組方針等を示すことを目的に「厚沢部町個別施設計画」を策定している。

これら両計画は、中長期的な視点から、町の保有する公共施設等を総合的かつ一体的に管理し、更新・統廃合・長寿命化などを計画的かつ効率的に実施するための方針を定めることを目的として策定しており、国が策定した「インフラ長寿命化計画」や「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」に基づき、町の公共施設等におけるインフラ長寿命化計画として定めるものであり、まちづくりの総合的な計画である「厚沢部町総合計画」や「まち・ひと・しごと創生総合戦略」「過疎計画」等との整合性を図ることを規定している。そのことから、本計画に記載された全ての公共施設等の整備にかかる事項については、「厚沢部町公共施設等総合管理計画」及び「厚沢部町個別施設計画」等と整合性を図るものとする。

■公共施設等に関する目標

○施設総量（総床面積）について

・公共施設（建物）は供給量を適正化することとし、その全体面積については、現状維持を目標とします。

○新規整備や施設の更新・建て替え・集約化について

・単独施設での新規整備はその用途や必要性を慎重に検討した上で決定します。また、改築や改修する場合も、施設の統廃合・複合化・多機能化を基本とすることで、施設の管理運営費の縮減を目指します。また、特定の地区住民や団体などに利用者が固定化している施設については、関連団体等への移転や譲渡等を検討します。

・利用率が極めて低い施設や、老朽化して実質的に遊休化している施設については、その機能を移転した上で、除却又は、売却、貸付等を検討します。

○施設の維持並びに管理運営コストについて

・管理運営については、地域住民や団体による協力など民間活力のさらなる利用を検討します。指定管理者制度の拡大についても、メリット・デメリット等を把握した上で、必要に応じて検討します。機能を維持・向上させつつ、改修・更新コスト及び管理運営コストを縮減させることに取り組みます。

■維持管理にあたっての基本的な考え方

○点検・診断等の実施方針

・日常点検と定期点検・臨時点検などを必要に応じて実施し、点検履歴を記録し、施設の老朽化対策に活用します。施設の安全性、耐久性、不具合性、適法性を中心に診断を実施します。また、施設の長寿命化を図るために、快適性や環境負荷の影響等についても評価を実施します。

○維持管理・修繕・更新等の実施方針

①維持管理・修繕の実施方針

・建物を使用するには、設備機器の運転や清掃、警備保安が必要です。その中でも機器の運転は、日常の点検、注油、消耗品の交換、調整が欠かせません。修繕や小規模改修に対しては、公共団体が役割の分担を決めて速やかな対応ができる体制を維持します。建物の環境を常に衛生的な状態に維持するため、清掃をこまめに行い快適性を高めるとともに、廃棄物の軽減を図りながら維持管理及び修繕内容を管理し、計画的・効率的に行うことによって、費用を平準化しトータルコストの縮減を目指します。

②更新等の実施方針

・計画的な保全では、不具合が発生する度に対応する事後保全ではなく、実行計画を策定し実施していくことが重要です。また、法改正により既存不適格建築物となるケースを避けるためにも、適法性を一元で管理できる体制を整備します。

・建物を更新することなく長期間有効に活用するためには、建築の基本性能を、現在の利用目的に合致した最適な状態に維持することが必要です。そのためにも、内装や設備に関しては計画的に保全します。

・施設の長期修繕についての計画策定にあたっては、統廃合や複合化に関する町の推進方針との整合を図ります。

○安全確保の実施方針

・公共施設における安全確保は、利用者の安全を確保するだけでなく、資産や情報の保全もその目的の一つです。また万一の災害に遭遇したときには、被害を最小限にとどめ、速やかに復旧する体制を平時から整えるための備えも求められています。施設の安全性及び耐用性の観点から、敷地安全性、建物安全性、火災安全性、生活環境安全性に係る安全確保に努めます。

○耐震化の実施方針

・本町では町の既存建築物についても順次耐震診断を行っています。耐震改修と耐震補強の必要な主要な建築物について、必要に応じ順次耐震補強工事等を実施しており、特に利用率や効用等の高い施設については、重点的に対応しています。

・町有建築物は、平常時における町民利用の安全性はもとより、災害時の拠点施設としての機能保持の観点からも耐震性の確保が強く求められているため、今後も保全状態や将来的な利用方針を検討した上で、耐震改修に必要な整備プログラムをまとめ、計画的・効率的な耐震化を進めます。

○長寿命化の実施方針

・点検・保守・修繕、清掃・廃棄物管理を計画的にきめ細かく行い、公共施設等を良好な状況に保ち、更に定期的な施設診断によって、小規模改修工事を行って不具合箇所を是正する「総合的かつ計画的な管理」に基づいた予防保全を行うことにより、公共施設等の長期使用を図ります。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

① 移住・定住・地域間交流の促進

当町では、「素敵な過疎のまちづくり」をテーマに様々な事業に取り組み、移住・交流の促進に努めている。短期滞在型「ちょっと暮らし事業」は、官民連携により当町への移住や二地域居住地として考えている人に、試験的に短期間居住してもらうものである。また、滞在型教育観光の構築を図るため、複数の大学の学生が来町し、各大学の特徴を活かした取組を進めていることに加え、令和4年度から本格的に実施している「保育園留学」により関係人口の拡大を図っている。

移住交流専用ホームページやSNS等を活用し、当町の魅力や移住・交流などイベントの情報発信を町外・道外に広くPRし、認知度向上に努める必要がある。さらに、移住・交流による定住・交流人口の拡大を図るため、住環境の整備を進めていく必要がある。

② 人材育成

当町では、「まちづくりは人づくり」を基本として、これまで生涯学習体系の充実を図ってきた。今後も事業内容をより充実させ、個性的な活力ある地域づくりのため積極的にリーダー養成に努めていく。

また、まちづくりは、町民と行政が一体となった協働のまちづくりに取り組むことが重要であり、広報広聴活動をより充実させ、町民との情報の共有化を図るとともに、町民がまちづくりに参加できる機会を拡充し、住民自治意識の高揚とまちづくりの担い手となる人材の育成・確保を図っていく必要がある。

(2) その対策

- ① 活力あるまちづくりを推進するため、若者が定着できる総合的な施策を展開し、定住促進を図る。
- ② 積極的な情報発信による「ちょっと暮らし事業」のPRと充実した受入体制の整備を図る。また「ちょっと暮らし住宅」を活用したワーケーションを推進する。
- ③ 「保育園留学」及び大学等の総合的学習「アウトキャンパススタディ」の継続に努め、多様な地域の人との交流を一層推進する。
- ④ まちづくりを担う人材育成事業の充実を図る。

<地域の持続的発展するための分野目標>

具体的な施策	目標値
都市部から町へ移住促進	移住者：5年間30人 相談件数：年間20件
移住体験住宅の用途拡充・利用促進	利用件数：5年間100件
空き家の利活用促進に向けたデータ整備・紹介	支援数：5年間5件
持家建設の促進	奨励金支給：5年間25件
地域留学・サテライトキャンパスの誘致	誘致数：5年間15校 関係人口：5年間延150人

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1 移住・定住・地域間交流 の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別 事業 移住・定住	持家建設促進奨励事業 ・奨励金の交付	町	
		定住促進事業 ・結婚祝金、誕生祝金、定住促進 奨励金	町	
		素敵な過疎のまちづくり推進事業 ・第3セクター委託料等	町	
	(5) その他	保育園留学事業 ・保育園留学運営費助成	民間	
		移住者子育て世帯等保育サポート制度 ・移住者子育て世代への保育サポート（育児サポート有償ボランティア登録）	町	
		ふるさと会運営支援 ・東京・札幌・函館厚沢部会 運営費助成	民間	
		多世代交流型コミュニティ施設形成事業 ・多世代交流型コミュニティ施設の形成	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

移住体験住宅など町民文化系施設については、ライフサイクルコストの低減を目標に、維持管理のために必要な外壁や屋根等の修繕並びに改修を行うことで、長寿命化を目指すこととしている。

また、これら公共施設等の整備にかかる事項については、「厚沢部町公共施設等総合管理計画」等と整合性を図るものとする。

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

① 農業

農業を取り巻く環境は、農業従事者の減少や高齢化が急速に進展する中、国際情勢の不安定化による資材等の生産コストの高騰や気候変動による作物生産の不安定化、需要に応じた生産・供給体制の構築が求められるなど依然として厳しい状況にある。このような状況の中、本町の農家戸数も減少傾向にある一方で、経営の安定化や生産性の向上を図るため規模拡大を指向する担い手農家により1戸当たりの農地面積は増加傾向にある。

しかしながら、1経営体当たりの耕地面積が増加する一方で、農地が分散している状況からの集約化は進んでおらず、非効率な営農となっている部分もあり、今後は担い手による農地の引き受けが困難となることも懸念される。

また、農業者の高齢化や労働力不足は、不作付地増加の大きな要因ともなり、地域農業の活力の低下にも繋がることから、意欲ある担い手農家への農地の集積を進めるとともに、分散する農地の集約度を高めていくとを後押し、生産性と収益性が高く安定的な農業経営体を育成する必要がある。

さらに、省力化・低コスト化を図るため、先進技術を駆使したスマート農業の取組や受託組織の活用を推進するとともに、地域農業や集落活動の活性化を図るため、新規就農者や半農半X等の新たな人材の育成・確保に取り組む必要がある。

農家数・農用地面積の推移

区分	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
農家戸数	615	527	451	355	301	246	209
(件)							
専業	199	163	159	159	155	155	117
1兼	208	186	155	112	76	45	7
2兼	208	178	137	84	70	46	85
耕地面積	3,679	3,652	3,441	3,518	3,486	3,576	3,553
(ha)							
田	1,941	1,880	1,742	1,749	1,826	1,810	1,557
畑	1,719	1,765	1,683	1,745	1,646	1,706	1,980
牧草専用地	18	6	16	20	13	24	7
その他	1	1	—	4	1	36	9
1戸当たり面積	6.0	6.9	7.6	9.9	11.6	14.5	32.6

(2020年農林業センサス)

② 林業

本町の総面積46,042haの約82%に当たる37,629haが森林面積で占められている。このうち国有林は30,060ha(80%)町有林1,184ha(3%)民有林6,375ha(17%)となっている。林業は農業とともに本町の基幹産業であるが、外材輸入による木材価格の長期的な低迷等を背景として、林業経営の収益性の低下から林業生産活動は停滞気味にあるなか、林業従事者の減少や高齢化、担い手不足、有害鳥獣や病害虫による被害も深刻化しつつあり森林の適切な維持管理に支障を来すおそれがある。

今後、特用林産物の生産や地域資源の発掘、森林資源の適正な管理や利用を図ることと、補助事業の導入等による造林等の省力化や低コスト化を図り、林業経営の安定化を図ることが急務となっている。また、森林の持つ公益的機能を維持しつつ適正な間伐や造林、路網の整備を進め、山林労働者の雇用の安定・増大に努める。さらに、レクリエーションや体験学習、人間性回帰の場として森林の多面的な活用を図ることも必要である。

森林面積の推移

(単位：㎡)

区 分	森林面積 総 数	国 有 林		公 有 林			民 有 林
			うち造林地		うち町有林	うちその他	
昭和 54 年	39,132	30,863	8,345	723	723	—	7,546
平成 2 年	38,162	30,630	9,582	951	951	—	6,581
平成 11 年	38,115	30,426	9,651	1,070	1,070	—	6,620
平成 14 年	38,182	30,426	9,375	1,154	1,154	—	6,603
平成 20 年	37,768	30,056	9,366	1,161	1,161	—	6,551
平成 25 年	37,741	30,054	9,364	1,193	1,193	—	6,494
令和 2 年	37,636	30,059	9,260	1,184	1,184	—	6,394
令和 5 年	37,629	30,060	1,194	1,194	—	6,375	

(令和 5 年度北海道林業統計)

③ 工 業

当町の工業は、豊富な森林資源を原料とする木材・木製品製造業が中心である。従業者規模 4 人以上の事業所が 7 あり、従業者数 83 人となっているが、そのうち 6 事業所、従業者数 77 人を木材・木製品製造業が占めている。このほか、食料品製造業 1 となっている。木材・木製品製造業は従業者数、出荷額とも停滞しており、木材供給構造の変化と製品需要の多様化に対応した地域特性に即した林産工業を育成強化するとともに、近代化設備の導入、木材高次加工体制の整備などを促進する。

さらに、企業の誘致を促進するほか、木質バイオマスなど地域の特性を活かした新たな産業に取り組む起業家に対する支援、各種助成措置の PR に努めていく必要がある。

④ 商 業

当町の商業は卸売業・小売業が 30 件、年間販売額が 31 億 900 万円である。

集落形成が 3 地区となっているため商店が分散し、商店街としては小規模である。近年のモータリゼーションの発達、近隣市町への大型スーパーの進出により購買力の流出が激しく、小売店に対する影響は計り知れないものがある。

余暇時間の増大や消費者ニーズの多様化、個性化に対応し、購買活動をレクリエーションとして位置付け商店街や周辺の環境整備を図り催事を慣習化するほか、顧客の高齢化に対応した新たなサービス体制の確立など購買力の流出防止に努めていく必要がある。

年間販売額の推移（飲食店を除く）

区 分	商店数	従業者数 (人)	年間販売額 (千円)	1 店当たり 従業者数(人)	1 店当たり 販売額(千円)	従業員 1 人当た り販売額(千円)
昭和 54 年	120	381	5,311,190	3.2	44,260	13,940
昭和 63 年	105	327	5,744,600	2.9	51,291	17,568
平成 3 年	112	282	5,501,840	2.7	52,398	19,510
平成 9 年	90	303	5,712,530	3.4	63,472	18,853
平成 16 年	73	391	4,625,770	5.4	63,367	11,831
平成 19 年	67	262	5,105,520	3.9	76,202	19,487
平成 26 年	50	182	3,961,120	3.6	79,222	21,764
平成 28 年	39	117	1,591,000	3.0	40,794	13,598
令和 3 年	30	134	3,109,000	4.4	103,633	23,201

(令和 3 年経済センサス活動調査)

⑤ 観光、レクリエーション

当町の観光については、他地域に比較して特色のある有力な観光資源は現在のところ開発されていないが、恵まれた自然景勝や牧歌的な田園風景は、都市住民の欲求を満たす観

光資源として大いなる可能性を秘めている。

平成 27 年に重点道の駅に選定された「道の駅あつさぶ」は、その機能強化のため駐車場の拡張や、トイレ、商業施設の整備が完了しており、今後も拠点施設として地域の魅力発信や施設の有効活用を図っていく必要がある。

土橋自然観察教育林に隣接しているレクの森キャンプ場、鶉ダムオートキャンプ場「ハチャムの森」の両施設は、ともにアウトドア志向の観光客が訪れている。また、農業体験としてうずら温泉横に「ふれあい農園」を開放するとともに、農業活性化センター圃場で「いも掘り体験農園」を実施している。これからは、地域資源を活かした体験型観光の推進、近隣市町との広域的取組が必要である。

平成 14 年に国の史跡に指定された館城跡は、明治維新の歴史を知る上で欠かせない遺跡であり、現在は桜の名所として町民に親しまれている。史跡内には、堀・土塁の一部や井戸跡などが残るのみで、史跡の全体像や当時の姿を推測することは難しい。「見てわかる」史跡となるよう、史跡整備に向けた取組が必要である。また、きわめて短期間に造営され廃絶したことから、史跡の知名度が低く、来訪者数は少ない。

(2) その対策

① 農 業

- ア 新規就農者の育成や就農条件整備に努めるとともに農業後継者の技術研修等を進め、次世代を担う農業者の育成を図るための施策を展開する。
- イ 農産物の付加価値向上を図るため、ブランド化の取組や 6 次産業化の取組を推進する。
- ウ 営農の効率化と担い手への農地の利用集積と集約を図るため、土地基盤整備を推進する。
- エ 農産物の一元化による品質の向上と省力化を図るため、施設整備の充実に努める。
- オ 農業経営の安定に資する支援策を講じるとともに、農作業の効率化等による生産コストの低減や 4 年輪作体系の励行により基幹畑作物の安定生産と所得の確保につなげるものとし、小規模経営にあっては、施設野菜を組み入れて所得の向上を図る。
- カ 消費者の多様化するニーズに対応し、安全で安心な農産物の生産を図るとともに、産直など有利販売に努める。
- キ 持続的で安定的な作物生産を行ううえで重要となる土づくりを推進するため、堆肥の利用を推進する。
- ク 鳥獣被害防止対策による農作物被害の軽減に努める。
- ケ 農地等の地域資源の維持・継承により多面的機能の発揮に係る共同活動等を支援する。
- コ 農業所得向上のため、再生可能エネルギーの活用による生産コストの低減を推進する。
- サ 農村の良さを認識させるため、都市と農村の交流を進める。
- シ 異常気象や価格の低迷などに備え、収入保険制度等のセーフティネットへの加入促進に努める。
- ス 省力化・低コスト化に向けたスマート農業の推進に努める。
- セ 労働力確保のため、外国人や学生アルバイトの導入を推進する。
- ソ 経営規模や形態の別にかかわらず、効率的で安定的な経営感覚を持った経営体を育成する。
- タ 農業水利施設を始めとする土地改良施設等について、適切な保全管理を行う。

② 林 業

- ア 補助事業の導入や森林環境譲与税の活用により民有林の整備促進を図る。
- イ 森林施業が進まない森林所有者や不在所有者に対し森林経営の受託や林地流動化

により、意欲ある森林経営者の規模拡大を促進する。

ウ 民有林等の管理や再造林を推進するため、路網の整備を図る。

エ 高性能林業機械の導入や路網整備の充実により、安全性や生産性の向上とコスト縮減等の森林経営の効率化を図る。

オ 特用林産物の生産振興、高付加価値化を図る。

③ 工業

ア 林産工業の育成と企業体質の強化を図る。

イ 地元産物を利用した地場産業の育成を図る。

ウ 道立各試験研究機関などの積極的活用と連携を密にして、農林畜産物等の地場産物の加工商品化を図る。

エ 企業誘致、新産業の創造による雇用拡大を図る。

オ 減少する技能労働者の担い手確保対策に取り組む。

④ 商業

ア 地域特性に対応したフットワークの良い個性ある店づくりに努め、固定客の増加を図る。

イ 地元産品の販売促進を図るための拠点施設、道の駅の充実を図る。

ウ 商店街に顧客を誘導するため、商店街周辺の環境整備を図る。

エ 特産品の開発、商品ブランドの育成により販売力の強化、販路拡大を図る。

オ 公共施設のチップボイラー導入を促進し、間伐材の利用を図る。

⑤ 観光・レクリエーション

ア 自然を生かしたレクリエーションゾーンの整備の充実を図る。

イ 「見る」観光から「する」観光へ変化しており、自然に親しみ、農業体験を組み入れた新しい観光メニューづくりを進める。

ウ ホームページ、インターネットを活用したPR、情報提供を進める。

エ 近隣市町村との連携を図るとともに、平成28年3月に北海道新幹線が開業したことを踏まえ、各地域資源を活用した広域的観光を推進する。

オ 館城跡の本質的価値をわかりやすく提示するなどの史跡保護整備を行い、函館市五稜郭跡や松前町福山城跡などの幕末維新関係史跡と連なる広域観光圏の確立とともに、館城跡の知名度アップに向けた取組を推進する。

カ 道の駅を核とした周辺の整備を進め、新たな観光スポットを構築する。

⑥ 市町村等との連携

上記①から⑤までに係る各種対策については、南北海道定住自立圏及び近隣市町村と連携を図り取り組む。

<地域の持続的発展するための分野目標>

具体的な施策	目標値
新規就農者等への支援	新規就農者：5年間5件
農業生産法人等の設立支援	設立数：5年間1件
農業ブランド化推進及び新規振興作物の導入支援	ブランド化推進：5年間1件 新規振興作物：5年間1品目
農林業労働力確保に向けた取組支援	従業者数：5年間延250人
観光入込客数の増	観光入込客数：5年間20,000人増

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(1) 基盤整備 農業	農道整備事業 ・砂利敷	民間	
		小規模土地基盤整備事業 ・明渠・明暗渠排水整備	民間	
	林業	道営農地整備事業 ・排水路、暗きょ排水等 ・滝野地区・稲見地区	道	
		農業基盤整備促進事業 ・暗きょ排水、区画拡大、除レキ等	民間	
		町有林一般管理事業 ・町有林管理	町	
		町有林撫育管理事業 ・造林事業	町	
	(4) 地場産業の振興 試験研究施設 流通販売施設	農業活性化センター運営 ・土壌分析	町	
		種子馬鈴薯選別施設運営 ・指定管理者による運営	町	
	(7) 商業 その他	商工会育成 ・運営費助成	商工会	
		中小企業振興 ・中小企業振興資金融資利子補給	町	
		プレミアム商品券発行事業 ・プレミアム分助成	商工会	
	(9) 観光又はレクリエーション	観光協会育成 ・運営費助成	観光協会	
		道の駅「あつさぶ」の整備拡充 ・道の駅整備	町	
		うずら温泉宿泊施設の整備拡充 ・うずら温泉整備	町	
	(10) 過疎地域持続的発展特別 事業 第1次産業	農業生産安定化特別対策事業費補助 ・農業共済掛金及び収入保険掛金助成	町	
	(11) その他	地力増進 ・堆肥施用促進	民間	
		担い手育成支援 ・新規就農者、農業後継者育成等	町 民間	
		中山間地域等直接支払交付金事業 ・条件不利地域の農地保全	民間	
		環境保全型農業直接支払交付金 ・環境保全に効果の高い営農活動への支援	民間	
		農業経営基盤強化資金利子補給費補助 ・利子補給	民間	
		基幹水利施設管理事業 ・鵜ガム施設管理	町	
		農地中間管理機構関連農地整備事業 ・調査計画策定、区画整理40ha	町	
		水利施設管理強化事業 ・水利施設管理強化整備	町	
多面的機能支払交付金事業 ・農地維持、資源向上（地域資源の適切な保全管理）		民間		
スマート農業の推進 ・スマート農業機械及び営農継続に必要な農業用機械の導入支援		民間		
森林整備支援事業 ・民有林森林整備事業助成		民間		
檜山林産協同組合育成 ・運営費助成		民間		
河川資源保護振興会育成 ・運営費助成		民間		
用排水施設等整備事業 ・調査計画策定、排水機場1箇所		町		
道営農地整備（単独営農用水）事業 ・水道施設更新事業（電気計装・配水管）		道		
再生可能エネルギー活用等による農林業振興事業 ・ハウス整備等及び冬期農業支援等		町		

(4) 産業振興促進事項

① 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業促進区域	業 種	計画期間	備 考
厚沢部町全域	製造業、旅館業、農林水産物等販売業、 情報サービス業等	令和8年4月1日～ 令和13年3月31日	

② 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記「(2) その対策」及び「(3) 事業計画」のとおりとする。

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

産業会館（道の駅あっさぶ）など産業系施設については、産業の拠点として、基本的に現状を維持する。なお、産業振興を図るうえで、必要不可欠な施設については、積極的な建設を進めることとし、新エネルギーの活用等により効率的かつ計画的に建設・管理することを基本とする。

また、これら公共施設等の整備にかかる事項については、「厚沢部町公共施設等総合管理計画」等と整合性を図るものとする。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

情報処理技術の著しい発達により、地域の暮らしが生活圈や距離の壁を越えて新たなコミュニティを形成している。本町においても民間事業者による移動通信鉄塔の建設により、町内ほぼ全域において携帯電話の利用が可能となり、生活面での通信は確保されている。

インターネット通信については、平成 22 年度において町内ほぼ全域にわたり光による高速通信ネットワークが構築されている。

また、庁舎ネットワーク環境の整備にも力を入れ、各担当において必要な情報システムを導入し、行政ニーズに対応してきた。個人情報保護については、個人情報取扱業務WEBシステムを導入し適切に運用する基盤を整えている。

今後も、インターネットを活用した行政情報をいつでも、どこでも、誰でも閲覧・入手できる環境づくりをさらに進めるとともに、町民が容易に利用できる情報システムの整備を図り、町民間の情報格差の解消に努める必要がある。

また、情報通信技術の負の側面にも対応するため、年齢などによる情報格差の是正や個人情報保護、情報セキュリティ対策、庁内ネットワークの強靱化についても取り組んでいく必要がある。

(2) その対策

- ① 民間譲渡を検討している光ファイバーケーブル等及びテレビ中継局施設の維持・管理を行う。
- ② 大災害時における情報伝達と行政機能を確保するため、バックアップに必要な環境整備など必要な取組を推進する。また、IT機器や情報通信ネットワークの被災に備え、IT部門の業務継続計画（IT-BCP）の策定や情報基盤の整備など必要な取組を促進する。

<地域の持続的発展するための分野目標>

具体的な施策	目標値
快適な情報通信環境を持続できるよう、設備の維持・管理を行っていく。	—

(3) 計画

事業計画（令和 8 年度～令和 12 年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
3 地域における情報化	(3) その他	情報通信設備管理運営事業 ・光ケーブル設備管理運営事業	町	
		電子情報の管理・共有 ・パソコン及びネットワークシステムの管理	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等の整備にかかる事項については、「厚沢部町公共施設等総合管理計画」等と整合性を図るものとする。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

① 道路

本町を横断し函館圏と南檜山圏を結ぶ幹線道路である国道227号（町内延長30.1km）は全線改良・舗装されており、農林漁業の経済流通の大動脈として、また、南檜山圏域から函館圏域の医療機関への「命の道」として重要な役割を果たしているが、冬期間の通行に危険を感じる区間が存在することも事実で、中山峠の頂上付近の抜本的な線形の改良が必要である。

さらには、2016年3月開業の北海道新幹線新函館北斗駅へのアクセス道路として今後益々その重要が高まるものであり、高速交通体系の確立、交通安全確保の観点から、平成25年度に新トンネルの整備工事に着手している。

道道は、主要道道2路線、一般道道4路線で、町内延長は71.6km、改良率92.9%、舗装率88.0%であり、共和鶴線は鶴町地内の整備は令和元年度で完了したことから、今後は八雲厚沢部線の未整備区間の改良、乙部厚沢部線の赤沼町地内の歩道設置等を要望する必要がある。

町道は194路線、実延長183.7kmを有し、改良率74.7%、舗装率74.2%であり、主要町道の整備は終わっているが、今後も住民ニーズに即した整備や維持管理が必要である。

道路の現況（城内延長）

区分	路線名	実延長	改良済		舗装済	
				率		率
国道	227号	Km 30.1	Km 30.1	% 100.0	Km 30.1	% 100.0
道道	主要道道 八雲厚沢部線	21.1	21.1	100.0	21.1	100.0
	主要道道 上磯厚沢部線	21.2	16.1	75.9	16.1	75.9
	一般道道 乙部厚沢部線	1.1	1.1	100.0	1.1	100.0
	一般道道 城丘江差線	16.6	16.6	100.0	16.6	100.0
	一般道道 共和鶴線	6.5	6.5	100.0	6.5	100.0
	一般道道 館町福島線	5.1	5.1	100.0	1.6	30.0
	小計	71.6	66.5	92.9	63.0	88.0
町道	194路線	183.7	137.1	74.7	136.3	74.2

（令和7年4月1日現在、町建設水道課調）

② 交通

本町の交通体系は、公共交通機関として国道・道道で民間バスが運行しているが、自動車に依存するところが大きく、バス利用者が激減し、採算が取れない路線については路線維持が大きな課題となっている。

冬期間は、住民生活に支障が出ないよう国・道・町それぞれの所管において、除雪体制がとられている。町道については通学、通勤等の生活道路を最優先に除雪に努めている。

今後も町民ニーズ調査などを行いながら、当町の特性に適合した次世代型交通サービスのあり方について検討していく必要がある。

地方バス路線

路線名	区間	キロ数	運行回数	所要時間	備考
函館線	江差～函館市	85.2 km	5回	2時間36分	

(注) キロ数及び所要時間については各路線の最大値

(2) その対策

① 道路

- ア 道道については八雲厚沢部線の未改良部分の改良促進を要望する。
- イ 町道については主要部分の整備は行き届いており、今後はきめ細かな住民ニーズの把握と、維持補修に努める。
- ウ 農林業の振興に必要な基幹的農道の整備を行う。

② 交通

- ア 住民の日常生活を支える足である民間バスの運行維持に努めるとともに、「厚沢部町地域公共交通計画」を策定し、従来の公共交通サービスに加え、自家用有償旅客運送やスクールバス等、地域の多様な輸送資源を総動員し、地域住民の生活圏における移動ニーズにきめ細かく対応できる厚沢部町地域交通サービスの導入について検討を行う。
- イ 冬期間における安全な交通確保のため、除雪体制の充実を図る。

<地域の持続的発展するための分野目標>

具体的な施策	目標値
道道乙部厚沢部線交差点改良及び歩道設置	事業延長：L=510m

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1) 市町村道 道路 橋りょう	町道、橋りょう等 ・町道橋梁点検、長寿命化計画策定、補修等	町	
	(9) 過疎地域持続的発展 特別事業 公共交通	江差高校等生徒通学費支援事業 ・定期券購入費補助	町	
		交通空白地有償運送事業 ・買い物、通院等への移送支援	町	
	(10) その他	道道 ・乙部厚沢部線歩道（赤沼地区）	道	
		道道 ・乙部厚沢部線防災対策（赤沼地区冠水対策）	道	
道道 ・八雲厚沢部線拡幅（稲見、上里地区）		道		
	江差高校通学向け乗合バス維持支援事業 ・運行費補助	民間		

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

- 現存の道路に関して、町道については現状を維持する。
- また、これら公共施設等の整備にかかる事項については、「厚沢部町公共施設等総合管理計画」等と整合性を図るものとする。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

① 水道

簡易水道は相生地区の湧水を利用し、給水世帯は1,773世帯、給水人口は3,338人で99.5%の普及率となっている。

給水区域は町内全域をカバーし、下水道整備に伴う給水量の増加にも対応し得る施設の整備や、給配水管台帳の整備を終えている。今後は施設の適正な維持管理と老朽化する配水管路の改修を図らなければならない。

② 環境衛生

ごみ及びし尿の処理は檜山南部4町（厚沢部・上ノ国・江差・乙部）と旧熊石による衛生処理組合を組織し共同処理体制をとっており、当町はこれにより完全収集処理が行われている。

ごみの収集・処理にあたっては、可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、大型ごみなどに分別を行い、ごみの減量とリサイクルを推進している。

今後も資源循環型社会の実現を目指し、ごみの減量とリサイクルを徹底していくとともに、マナーの向上と町民の環境美化意識の高揚及び民間事業者等の協力により適切なりサイクル事業推進を図っていく必要がある。

一方、家電製品類等の不法投棄、野外焼却は恒常的に発生しており、不法投棄等への監視活動の強化を図るとともに、環境教育の充実や普及啓発を積極的に行う必要がある。

葬祭場については、3町（厚沢部・江差・乙部）で広域葬祭場を設け、運営している。

ゴミ処理施設、し尿処理施設、葬祭場の3施設は、いずれも建物を中心に老朽化が激しく、施設の更新と設備営繕工事の負担が課題となっている。

し尿処理及び生活雑排水等の処理については、平成6年度から拠点集落（厚沢部・赤沼・緑町・館町地区）で進めている集合型処理の下水道施設が平成22年度で整備が完了し、その他の散在地域における合併浄化槽設置に対する支援の継続を図る。

③ 消防施設及び救急体制の整備

檜山管内10町をもって組織する檜山広域消防組合が平成2年7月1日で複合事務組合として設立され、広域行政事務体制がとられている。平成18年の、北檜山町、瀬棚町、大成町3町の合併（現せたな町）及び熊石町、八雲町2町の合併（現八雲町）の町村合併により、現在では、7町で構成されている。

消防署は職員17名で非常勤消防体制は、昭和61年8月4日からそれまでの8分団制を改編し、3分団8部制を導入、平成19年4月1日から3分団8部制を改編し、3分団制を導入した。団員数は定員110名に対し、88名とほぼ充足されているが、若年層の流出により消防団員の担い手確保が困難となるなど、定年等退団者の補充が厳しい状況となっている。また、婦人の防火意識向上を図るため、推進母体として現在1団体しかない婦人防火クラブの新たな組織化が必要である。

施設面では消防デジタル無線の整備が平成27年度に完了し運用済みである。また、消防車両12台を有し、平成30年11月に泡消火システムを搭載した消防ポンプ自動車を導入、機器等はほぼ充足されているが、更新時期を迎える車輛等もある。水利施設は、消火栓、防火水槽とも順次整備を進めているが散在地域の水利確保が課題となっている。

救急体制は、救急車1台が配備されている。最近5カ年における救急出動状況は、横ばいであるが、交通事故や急病に起因する出動要請が7割近くを占めている。また、平成27年2月から運用しているドクターヘリによる救急搬送事例も増加している。

救急業務は初期手当が重要であることから、救急救命士8名を配置し、救急業務の充実を図っている。

消防施設の現況(令和7年4月1日現在)

普通消防ポンプ自動車	水槽付消防ポンプ自動車	小型動力ポンプ付自動車	小型動力ポンプ付積載者	消火栓	防火水槽	消防職員		消防団員数	
						定数	現員数	定数	現員数
台 3	台 3	台 1	台 5	基 87	基 63	人 18	人 17	人 110	人 88

最近5カ年の火災発生状況

(損害額単位：千円)

区分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
件数	4件	1件	8件	1件	2件
損害額	116,084	0	19,759	382,000	3,314

最近5カ年間の救急車出動状況

(単位：件)

区分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
件数	200	183	194	229	238
交通事故	12	9	14	16	9
急病	133	101	124	124	136
転院搬送	27	33	22	38	43
その他	28	40	34	51	50

(令和6年12月末現在、厚沢部消防署調)

④ 公営住宅

住宅は地域社会を構成する基本的な要素であり、住民が満足できる質の高い住宅対策が望まれている。

世帯分離が進み宅地需要が増すなか、市街地周辺に適切な宅地を造成し定住者を確保するため、昭和57年度に赤沼町に、平成6年度と13年度には緑町地区に分譲宅地を造成し、持家建設促進を展開している。

また、現在329戸ある公営住宅は、狭隘で老朽化した住宅もあることから、公営住宅ストック活用計画及び公営住宅等長寿命化計画に沿って空き家整備、維持修繕等を進める必要がある。この際、安全性及び居住水準の向上は勿論のこと、高齢化や高齢単身世帯が増えている現状を踏まえ、建設場所や住宅の内部設計には十分な配慮が必要となっており、コンパクトシティ的な構想も議論する必要があるものと考えている。

(2) その対策

- ① ごみ分別方式は2分別方式を維持しつつ、SDGsの目標を踏まえた3R(リデュース、リユース、リサイクル)を推進するため、リサイクル運動推進組織の結成を促進し、その活動の支援を図る。
- ② ごみ・し尿・葬祭場施設については、緊急性、老朽化、耐用年数等を考慮し、更新や営繕工事を計画的に実施する。
- ③ 不法投棄及び野外焼却に対しては、関係団体との連携を密にし、広域的な監視体制・活動を強化する。
- ④ 住民の環境美化意識の高揚を図るため、関係機関や町内会組織と連携し、町内一斉の「ポイ捨てゼロの日」クリーン作戦や地域ぐるみの清掃活動などを支援する。
- ⑤ 農業集落排水処理(下水道)対象地域外の地区について、合併浄化槽等の設置を推進する。
- ⑥ 消防車輛機器の老朽化に応じた計画的更新を図る。
- ⑦ 防火水利施設の増設を図る。

- ⑧ 緊急災害通報遠隔装置の整備の拡充を図る。
- ⑨ 消防団員の資質向上のため定期的な訓練を実施する。
- ⑩ 公営住宅については老朽化した既存住宅の改築による改善を促進する。

<地域の持続的発展するための分野目標>

具体的な施策	目標値
3Rの推進	リサイクル処理量：年平均 30,000 kg (古紙・アルミ缶・牛乳パック)
環境美化のための清掃活動	参加団体：町内全地区／毎年

(3) 計画

事業計画 (令和8年度～令和12年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	(1) 水道施設 簡易水道	水道施設整備 ・配水管路網の整備 (移設・改修)	町	
		水道施設整備 ・簡易水道施設更新事業 (電気計装・配水管)	道 町	
	(2) 下水処理施設 農村集落排水施設	農業集落排水事業 ・公共樹設置事業	町	
		農業集落排水事業 ・農業集落排水施設整備事業 (改修)	町	
	その他	浄化槽設置整備事業 ・合併処理浄化槽設置事業	町	
		(3) 廃棄物処理施設 ごみ処理施設 し尿処理施設	南部松山衛生処理組合負担金事業 ・施設設備の修繕、更新等 ・破碎・リサイクル施設新設	衛生 組合
	(5) 消防施設	消防車両整備 ・軽タンク車更新	行政 組合	
		消防車両整備 ・滝野積載車更新	行政 組合	
		消防車両整備 ・署CD-II (ポンプ車) 更新	行政 組合	
		消防車両整備 ・木間内積載車更新	行政 組合	
		消防車両整備 ・館CD-II (ポンプ車) 更新	行政 組合	
		消防車両整備 ・資機材搬送車更新	行政 組合	
		消防車両整備 ・消防救急デジタル無線部分更新事業	行政 組合	
		消防車両整備 ・119番通報専用指令台導入事業	行政 組合	
	(6) 公営住宅	公営住宅建設・改善 ・公営住宅建設基本設計及び改築	町	
		(8) その他	住まいリユース支援・改修支援 ・住宅等改修に係る支援	町
	安全で安心な町づくり活動助成事業 ・防犯活動団体への事業費補助		民間	
	安全で安心な町づくり推進事業 ・防犯カメラを設置		町	
	道河川整備 ・厚沢部川改修		道	
	急傾斜地崩壊防止 ・厚沢部本町1急傾斜		道	
	資源リサイクル運動推進 ・リサイクル運動推進団体助成等		町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

水道については、効率的な管路網の構築に向け、老朽化した配水管路や施設の維持整備に努め、必要に応じて移設・改修等を行う。公営住宅については、「厚沢部町公営住宅等寿命化計画」に基づき老朽化した既存住宅の改築による改善を促進する。

また、これら公共施設等の整備にかかる事項については、「厚沢部町公共施設等総合管理計画」等と整合性を図るものとする。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

① 子育て環境

町内3保育所を統合した「幼保連携型認定こども園」が平成31年度に開設されたことにより、一時預かりや病後児保育、発達支援などの子育て支援の一体的な提供が可能となったほか、子どもたちが過ごす施設の充実も図られた。令和元年10月からは、幼児教育・保育が無償化されたほか、町独自の負担軽減措置により保護者の経済的負担の軽減も図られている。

また、こども園では一時預かり制度を活用し、令和4年度から「保育園留学」事業を実施している。令和6年度においては、留学園児268名を受け入れており、海外を含めた子どもたちの交流が来ている。

なお、特別な支援が必要な子どもについて、第2期厚沢部町障害児福祉計画を策定し、関係機関との連携により早期療育（専門支援）へつなげ、市町村事業での発達支援センターの開設などの取組を実施し、子育て支援の充実に努めてきた。この取組は町内で療育を受けることができ、受給者証等も必要ないことから、保護者の負担軽減につながっている。今後は、少子化や保護者世代の価値観の多様化に伴い、単なる「保育」ではなく、子どもの個性を尊重した教育・保育が求められているため、職員の資質向上を図るとともに、認定こども園を利用する保護者の様々なニーズに対応するため、保育教諭等の人材確保も重要となってくる。発達支援センター事業の実施においては、専門職員を確保しつつ、専門機関との連携を更に強化していく必要がある。

このほか厚沢部、館の2小学校内に学童保育所を開設し、学習支援をはじめとした放課後児童支援活動の充実を図っている。

また、保健師が中心となって母親学級や育児サークルの育成に努めており、母親同士の情報交換や子育ての不安や負担感の軽減につながっており、継続して実施する。

児童虐待の問題が深刻化しているが、その把握が難しいことから認定こども園や学校等と情報交換や連携協力を図るとともに地域全体で未然に防ぐことが必要である。

本町では平成19年1月に要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関が連携して問題の早期発見と迅速な解決への体制整備に取り組んでいる。

今後は、令和7年3月策定の子ども・子育て支援事業計画（令和7年～11年度）を基本に、多様化している家庭環境や就労環境に対応し、地域全体での子育て環境を構築するため、こども家庭センターを設置し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援が求められている。

また、当町では「厚沢部町で十分な学びを提供し、志をもって進学していく生徒を送り出したい」との思いから、平成30年10月に公営塾を開設し、中学生、高校生の学力向上のみだけでなく、人間力向上も目指した活動を推進している。

② 高齢者福祉

本町の人口は、昭和35年の10,651人(国調)をピークとして年々減少の一途をたどり、令和7年3月末(住民基本台帳人口)では3,244人で69.5%の減少となっている。

さらに、総人口に占める65歳以上の高齢者数は令和7年3月末(住民基本台帳人口)で、1,469人、高齢化率45.3%となっている。令和2年度末の1,579人と比較し、110人減となっている。また、前期高齢者(65歳～74歳)と後期高齢者(75歳以上)の推移は、令和2年度と令和6年度を比較し、前期高齢者が令和2年度は695人、令和6年度は611人と84人の減少、後期高齢者が令和2年度は884人、令和6年度は858人で26人の減少となり、人口減少の中、65歳以上の高齢化率が上昇している現状にある。

今後、本格的な高齢社会の到来により、在宅生活者への一部生活支援や介護を必要とする高齢者は急速に増加し、その程度も重度化、長期化することが予想され、一人暮らし生活の増加や家族介護力が弱まる中で、介護に対する不安は老後の最大の不安要因になって

いる。

平成 12 年度から介護保険制度がスタートし、令和 6 年度末における要支援・要介護認定者数は 337 人であり、うち介護保険施設介護サービス受給者は 69 人となっている。長年、課題となっていた多くの施設入所待機者については、平成 23 年に地域密着型介護老人福祉施設「あっさぶ荘やまぶき」、続いて平成 25 年には介護付有料老人ホーム「ゆいま〜る厚沢部」が開設されたことで、施設待機者の軽減が図られた。令和 6 年 3 月末の入所者数は、「あっさぶ荘やまぶき」29 人、「ゆいま〜る厚沢部」9 人となっている。

高齢者が利用できる老人福祉施設や介護施設等の状況は、町内に特別養護老人ホーム 1 施設、介護付有料老人ホーム 1 施設、認知症グループホームが 3 ユニットあるが、近隣町及び函館近郊の施設の利用もある。

平成 11 年 2 月には高齢者生活支援寮を整備し、平成 18 年 4 月からは、在宅生活の不安な高齢者等が、寝たきりや閉じこもり、さらには認知症や要介護の予防対策として、高齢者生活支援事業を町単独で継続実施している。また、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士を招いての訪問介護予防事業やさわやか教室の実施、生活機能維持と自己の健康管理のため運動指導士による元気はつらつ教室を開催するなどの地域支援事業を行い、積極的に介護予防対策に取り組んでいる。しかし、これからも介護給付費の増加が見込まれる厳しい状況下で今後、高齢者単身世帯や高齢者夫婦世帯、認知症高齢者の増加が予想されるなか、介護だけではなく医療や予防、生活支援、住まいと一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築が重要な課題となっている。

老人クラブの育成は、高齢者の明るい長寿社会を創るうえで重要となっており、現在も集落を単位として、仲間づくり、親睦、更に奉仕活動を行っている。令和 7 年 3 月末の団体及び会員数は 10 団体 148 人で、令和 2 年 3 月末の 16 団体 299 人と比べると、会員数は 5 割程度まで減少している。しかし、連合会としての行事の実施や各クラブによる健康相談教室等への積極的な参加、さらには振り込め詐欺等、高齢者を取り巻く犯罪防止の学習のほか、町の「幸齢者学級」への入校等の生涯学習にも熱心に取り組んでいる。

保健指導体制については、保健師 6 人と管理栄養士 1 人を置き、健康相談や各種健診を実施している。74 歳以下国保被保険者を対象に特定健診・特定保健指導を行い、75 歳以上の高齢者については後期高齢者広域連合からの委託を受けて長寿健診を実施し疾病の早期発見と長期化・重症化・合併症への進行の予防に取り組んでいる。特定健診・長寿健診をはじめ、各種がん検診等は令和 6 年度より無料とし、受診の動機付けとなっている。予防対策の一環として実施していた高齢者インフルエンザ・肺炎球菌ワクチン・コロナワクチン助成事業もそれぞれ定期接種化されたが、接種率向上を図り接種料金無料とした。带状疱疹ワクチンについては、半額助成している。

平成 18 年 10 月に集会施設の機能を持った町民交流センターと保健福祉の機能をもった保健福祉センターの「厚沢部町保健福祉総合センター」を整備しており、介護が必要になっても安心して過ごすことができるよう、高齢者等の相談の拠点施設として地域包括支援センターを併設している。

センター内には福祉係、介護保険係、子育て支援係、健康増進係、地域包括支援センター係として社会福祉士及び生活支援コーディネーターを含めた職員を配置している。また、社会福祉協議会事務局、訪問看護ステーションも設置され、保健・福祉・介護の連携調整機能を有している。

今後は、保健福祉総合センターを核として保健・福祉・介護・医療の相談とサービスが円滑に提供できるよう、関係機関との調整や相談援助に加え、高齢者に対する権利擁護、虐待防止に対する相談にも継続して対応していく必要がある。

③ 障がい者福祉

障がい者手帳の交付を受けている人は、令和6年度末で、身体障がい者が211人、知的障がい者が59人、精神障がい者が31人となっており人口の約9.3%にあたり、なお、下肢、心臓機能障がい者の割合が減少傾向である。

また、障がい者が地域で安心して生活を送り続けることができるよう関係町との共同で障がい者支援対策を充実していくとともに、町単独支援事業についても継続していく必要がある。

(2) その対策

- ① 保護者の就労など、多様なニーズに即した保育サービスを提供するため、児童数に応じた保育教諭等の人材確保に努める。また、児童対策の充実や子育てに関する相談・情報提供の充実を推進するとともに、父子参加型イベントや母親の自主性を生かした育児サークル活動等の支援に努める。
- ② 障がいのある子どもを持つ家庭や、ひとり親家庭の支援を図るため、相談支援や経済的支援、自立支援などの援助体制の充実を図る。また、発達障害やグレーゾーンの子どもに対し、他の子どもたちとのコミュニケーション能力などを向上させる更なる支援が必要のため、発達支援に従事する職員の専門性向上の取組を図る。
- ③ 多様化している家庭環境や就労環境に対応し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援とともに、地域全体での子育て環境を構築するため、こども家庭センター設置する。
- ④ 都市部との学習環境の格差を解消し、家庭学習の補完を目的として中学生を対象に始めた公営塾は、令和3年度から高校3年生まで対象を広げ指導しているが、今後は指導者の能力の向上とともに、学習サポートだけではなく、将来地域を担う人材として活躍できる様々な力を涵養することを目指した学習内容の充実を図る。
- ⑤ 充実した高齢期を過ごすためには、健康が基本である。自ら取り組む健康づくり活動の日常化と生活習慣改善等、疾病、寝たきり予防に力を入れる。
- ⑥ 住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくためには、いつでも必要な時に必要なサービスを選択、利用できる体制づくりが重要であり、高齢者の生活を支援するため、保健・福祉・介護・医療の連携をはじめ、地域支援体制を総合的に整備するとともに、特に年々増加する高齢者単身世帯等への対応策として、そのサービスが生涯にわたって提供できる拠点となる施設整備等を引き続き検討する。
- ⑦ 高齢者の疾病は介護につながるリスクが高いことから、特に生活習慣病と疾病の関連を重視し、食生活改善や介護予防教室を推進するとともに寝たきりの予防にも取り組む。
- ⑧ 認知症対策として、予防と認知高齢者及び家族支援の面から取り組むこととし、家族や地域が認知症に関する正しい知識と理解をもつことができるよう学習の場を設定する。
- ⑨ 相談、サービス調整機能の充実を図るために地域包括支援センターを総合相談窓口として、行政、福祉関係機関、民生委員が連携し、効果的、継続的なケアの提供に結びつける。
- ⑩ 深刻な問題となっている高齢者・障がい者虐待に関しても各関係機関との情報交換と連携を密にし、高齢者・障がい者虐待ネットワークの構築を目指す。
- ⑪ 老人クラブの会員の減少及び高齢化への対応と活動の活性化を図るため、町内会等と連携し、地域全体でクラブ運営を支援する。
- ⑫ 高齢者の能力を集積し提供する体制づくりと日常生活に支援が必要な方々や身近な地域、町内会活動、職場等でその能力を発揮できる場づくりを一層促進する。
- ⑬ 障がいのある人もない人も住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように、バリアフリーの推進とノーマライゼーション理念の実現を推進し、自立と社会復帰を支援する。

<地域の持続的発展するための分野目標>

具体的な施策	目標値
公営塾利用者数	5年間：200人
介護予防教室・サロンの自主運営	町内5か所
認知症の人・家族などが集える場所づくり	チームオレンジの運営

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉 高齢者・障がい者福祉	公営塾運営事業 ・公営塾の運営（対象：中学生及び高校生）	町	
		高齢者生活支援事業 ・給食サービス等	町	
	(9) その他	社会福祉協議会運営支援 ・運営費助成	法人	
		乳幼児及び児童生徒医療費助成 ・満18歳に達する日以後の年度末まで	町	
		認定こども園（保育料・副食費）助成事業 ・保育料等の無償化	町	
		ひとり親家庭等医療費助成 ・ひとり親家庭等の父母及び児童に対し医療費の一部を助成	町	
		放課後児童特別対策事業 ・学童保育所設置（対象：小学6年生まで）	町	
		高齢者等冬期生活支援事業 ・燃料費等の冬期増高経費に対する支援	町	
		介護サービス利用者負担軽減事業 ・社会福祉法人が実施する低所得者に対する利用者負担を国、道、町が支援する	町	
		介護予防特定高齢者施策事業・包括的支援事業・任意事業 ・要介護状態に、また介護度が悪化しないよう事業を実施	町	
		高齢者事業団育成事業 ・運営費助成	民間	
		老人クラブ育成事業 ・運営費助成	民間	
		敬老事業 ・敬老会随費助成、長寿祝金支給	町	
		愛のふれあい訪問事業 ・70歳以上同居、80歳以上高齢者のみ世帯を福祉委員が定期的に巡回訪問	町	
		老人福祉施設措置費負担事業 ・入所措置費負担	町	
		生活支援寮運営委託 ・管理運営委託	町	
		敬老福祉年金 ・満77歳以上に2万円支給	町	
		障害者自立支援給付事業 ・特定障害特別給付費等	町	
		障害者地域共同作業所運営事業 ・精神障害者の社会復帰を支援	町	
		更生医療給付事業 ・身体機能回復医療費支給	町	
		障害者地域生活支援事業 ・在宅の障害者へ、手話通訳者の派遣や日常生活用具の給付	町	
		障害者福祉相談 ・障害者相談員、知的障害者相談員を設置し、対象家族等への相談業務を実施	町	
		障害者早期医療システム推進事業 ・療育が必要な児童に通所施設での早期療育支援を行う	町	
		重度心身障害者医療費助成 ・重度心身障害者の医療費の一部助成	町	
		健康増進事業 ・各種がん検診等	町	
		頭部検診事業 ・MRA健診助成	町	
		高齢者インフルエンザ予防接種事業 ・65歳以上の者及び60歳以上の特定病者	町	
		任意予防接種事業 ・乳幼児インフルエンザ予防接種等	町	
		定期予防接種事業 ・4種混合予防接種等	町	
		母子保健事業 ・妊婦及び乳幼児の健康診査	町	
	特定不妊治療費助成事業 ・不妊治療費の助成	町		
	若年者ピロリ菌対策事業 ・中学生対象のピロリ菌検査・除菌治療費助成	町		
	脳疾患救急搬送特別支援事業 ・江差脳神経外科クリニック運営費助成	町		
	道南ドクターヘリ運航事業 ・道南ドクターヘリ運航事業に係る市町村負担金	町		

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

認定こども園については、国の子ども子育て支援施策で言及されている新しい保育・教育環境に対応した施設・サービスの整備拡充に努めながらレベルの維持を図る。

また、これら公共施設等の整備にかかる事項については、「厚沢部町公共施設等総合管理計画」等と整合性を図るものとする。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

町内医療機関としては、町国保病院と民間の歯科診療所が1カ所のみである。

地域医療確保の中心的施設である町国保病院は昭和61年度に全面改築を行ったが、老朽化による建物や器械設備等の更新が課題となっている。

町国保病院の診療科目は一般的な内科、外科、眼科に限られており、多くは隣接する道立江差病院や函館市等の医療機関に依存している現状にあるが、経営強化の取り組みにより、持続可能な地域医療提供体制を確保する必要があり、令和6年3月に「厚沢部町国民健康保険病院経営強化プラン」を策定した。

また、安定的な医師の確保、医療体制の整備、他の医療機関との連携も課題であるが、令和2年10月に発足した南檜山メディカルネットワークに参加し、圏域内における医療連携を推進している。

重複受診等による医療費の増も課題であり、削減に向けて町保健師等による保健指導や啓蒙活動を実施している。

(2) その対策

- ① 国保病院の医師、医療技術者、看護師の安定的な確保・充実を図る。
- ② 必要に応じた医療機器の整備、計画的な建物設備の改修及び更新を行う。
- ③ 南檜山地域医療連携推進法人の取組を推進し、圏域内医療機関の業務連携を強化する。
- ④ 町民の健康管理意識の向上、適正受診の啓蒙を図り、医療費の増高を抑える。

<地域の持続的発展するための分野目標>

具体的な施策	目標値
国保病院内医療機器の整備	臨床検査システム更新：1式
国保病院内エレベーターの改修整備	既設エレベーター更新：1式
南檜山地域医療情報システム機器の運用	保守及び更新：システム1式
南檜山地域医療連携推進法人への参加	—

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(1) 診療施設 病院	国保病院医療機器の更新、改修工事 ・臨床検査システム等施設整備一式	町	
		国保病院設備の更新、改修工事 ・エレベーター整備一式	町	
	その他	南檜山地域医療情報システム機器保守 ・IDリンク、オーダリングシステム、医事管理システム保守	町	
		南檜山地域医療情報システム機器更新業務 ・IDリンク、オーダリングシステム、医事管理システム更新	町	
	(4) その他	南檜山メディカルネットワーク医療連携推進業務 ・南檜山地域医療連携推進法人に係る参加法人負担金	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

厚沢部町国保病院等の整備にかかる事項については、「厚沢部町医療施設等個別施設計画」等と整合性を図るものとする。

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

① 学校教育

令和7年5月1日現在、小学校2校・児童数119人、中学校1校・生徒数80人であり、近年の出生率低下や人口の流出等により児童生徒数は年々減少してきており、さらに、学校施設の老朽化も進んでいるため、今後の児童生徒数を踏まえた義務教育学校の整備を進めているところである。

学校給食については、平成29年8月より地場産物を使用した米飯給食を取り入れた町単独の給食施設の運営を開始し、提供している。

これからの学校教育には、一人ひとりの児童生徒が自分のよさや可能性を認識するとともに、他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることが求められている。そのためには、学校・家庭・地域がより密接に連携し、個別最適で協働的な学びを保障し、質の高い教育活動を実施可能とする充実した教育環境の迅速な整備が必要である。

小中学校児童生徒数、学級数、教職員数及び教育施設の状況

区分	学校名	所在地	へき地級地	児童生徒数		学級数		教職員数	教室数		施設 (㎡)		備考	
				令和2年	令和7年	普通	特別支援		普通教室	特別教室	校舎面積	屋内運動場		
小学校	厚沢部	新町	準	108	94	6	4	19	12	8	3,628	720		
	鶉	鶉町	1	18	-	-	-	-	-	-	-	-	R7.3 閉校	
	館	館町	1	32	25	3	4	11	8	7	1,858	736		
	小計				158	119	9	8	30	20	15	5,486	1,456	
中学校	厚沢部	新町	準	-	-	-	-	-	-	-	-	-	H30.3 閉校	
	鶉	鶉町	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	H30.3 閉校	
	館	館町	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	H30.3 閉校	
	小計				-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	厚沢部	新町	準	76	80	3	4	17	7	11	2,536	932	H30.4 開校	
合計				234	199	12	12	47	27	26	8,022	2,388		

(令和7年度学校基本調査)

② 社会教育

社会環境の著しい変化に伴い、町民はそれぞれ多様な価値観を持ち、豊かな生活や自己実現を求めている。様々な文化活動やスポーツへの参加意欲が高まっている一方、社会教育の推進と生涯学習社会の実現に向けて、各種団体や関係機関との連携を強化し、地域住民の自主的な学習環境づくりが急務である。

地域住民等と学校の連携協力体制の整備が求められており、地域学校協働本部の整備のための支援が求められている。しかし、地域住民の参画意欲の差やコーディネーターの不足、活動の持続性の確保といった課題がある。今後、学校教育への支援と連携・協働を一層充実させ、学校を核とした地域ぐるみの活動を醸成することが求められている。

全国的に少子化に伴う部員数の減少により、学校では部活動の運営が困難になりつつある。また、教員の業務負担軽減の観点からも、部活動の地域展開が推進されている。学校部活動によらない、多様なスポーツ・文化活動に参加できる環境づくりが必要である。

施設面では、図書館（郷土資料館併設）、総合体育館（柔剣道場及び弓道場併設）、町民プール、多目的運動広場（野球場）、多目的交流広場（パークゴルフ場）、テニスコート2面、

簡易リフト付きスキー場等が整備されているが、いずれも老朽化が進んでいる。施設の有効活用と併せて、計画的な維持管理、修繕が求められている。

(2) その対策

① 学校教育

- ア 児童生徒の減少を見通した小中一貫教育の確立等、教育体制の状況に応じたソフト・ハード両面での迅速な教育環境の整備を図る。
- イ 地域の自然、歴史、産業、文化、人材等を活用した、体験的活動を推進する。
- ウ ALTや短期留学生との交流体験を通して他国の文化や価値観を学ぶとともに、全ての学習活動において国際理解教育を推進する。
- エ ICT教育機器の活用による先進的で個別最適な学習を推進する。
- オ 地場農産物を活用した給食を継続推進する。

② 社会教育

- ア 社会教育・社会体育の指導体制の充実
 - ・社会教育全般の推進のため指導体制の充実を図る。
 - ・地域学校協働本部の構築に向け、地域学校協働活動推進員（コーディネーター）の配置と資質向上を支援し、学校と地域住民の連携体制を整備する。
 - ・地域の人材・資源を活用した学校教育支援プログラムの開発と実践を推進し、学校を核とした地域ぐるみの教育活動を展開する。
- イ スポーツ・体力向上の推進
 - ・町民の健康増進、体力向上のため、体育施設の維持修繕整備と利用促進を図る。
 - ・住民の生涯学習活動を促進するため、スポーツ施設利用者や各種事業参加者に対するポイント付与事業を実施する。
 - ・学校と地域が連携した部活動の段階的な地域展開を推進し、生徒が多様なスポーツ・文化活動に参加できる環境づくりを図る。
- ウ 生涯学習の推進
 - ・地域ぐるみによる子育ての風土を醸成するため、地域住民等の積極的な参画による学校教育への支援と連携・協働による活性化を図る。
 - ・自然、歴史、芸術、スポーツ等の各分野の体験を通じ、人間性豊かな子どもの育成を目指し、少年少女体験塾の充実を図る。
 - ・人材育成を図るため、「創造の翼」小中学生国内研修派遣事業の継続と充実を図る。
 - ・高齢者の交流や生きがいづくりの場を充実させ、「幸齢者学級」の推進を図る。
- エ 読書活動と図書館機能の充実
 - ・子ども読書活動推進計画の推進により、自主的に読書活動を行えるよう地域社会全体での環境の充実を図る。
 - ・図書館施設の有効活用を図るため、ブックスタート・読み聞かせ会・読書手帳発行などの企画や季節の行事に合わせた蔵書紹介コーナー設置等の取組を継続する。

<地域の持続的発展するための分野目標>

具体的な施策	目標値
老朽化した教職員住宅の新築・改築・改修	整備戸数：6戸
特別支援学級及び通級教室の整備	充足率：100%
文化団体への活動支援や町民のニーズに合った講演会の実施	文化祭：520人/年 講演会：180人/年
老朽化したスポーツ設備を修繕し、利用しやすい環境を作り	利用者：30,000人/年

<p>多くの高齢者に交流と生きがいづくりを提供するため、よりニーズに合った各種講座を実施し、事業参加を促進</p>	<p>参加者：60人/年</p>
<p>図書館の蔵書紹介や図書館クリスマス会、読み聞かせ会による本とふれあう機会を提供する。</p>	<p>参加者：50人/年</p>

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
8 教育の振興	(1) 学校教育関連施設 校舎	学校施設大規模改修・修繕 ・学校施設老朽化等に対応した大規模改修・修繕等	町	
		義務教育学校の整備・建設 ・小中一体型の義務教育学校の整備	町	
		教職員住宅の建設 ・老朽化した教職員住宅の新築・改築・改修	町	
	(4) 過疎地域持続的発展特 別 事業 義務教育 その他	創造の翼小中学生研修派遣事業 ・小中学生による国内視察研修	町	
		厚沢部町文化講演会開催事業 ・心豊かな人材育成と地域力向上を図るため、多様な分野の講演会の開催	町	
	(5) その他	学校給食費無償化 ・小学生：4,300円/月、中学生：5,900円/月	町	
		学力向上対策 ・電子機器等の活用による学力向上	町	
		外国青年招致 ・語学指導者	町	
		教育費支援 ・奨学資金貸付	町	
		教育費支援 ・奨学資金給付	町	
		教育支援 ・児童生徒就学援助費、特別支援教育就学奨励費	町	
		GIGAスクール事業 ・タブレット端末及び校内LAN保守	町	
		総合給食センター運営配送事業 ・総合給食センターの運営・配送	民間	
		少年の主張厚沢部予選大会開催事業 ・町内各中学校代表による主張発表大会の開催	町	
		土曜日の教育支援体制等構築事業（あさぶ少年少女体験塾開催事業、家庭教育学級事業）	町	
		厚沢部町成人式（二十歳を祝う会）開催事業 ・記念式典の開催	町	
		厚沢部町社会教育委員活動事業 ・町社会教育委員活動及び生涯学習の推進	町	
		読書啓発事業 ・読み聞かせ会、読書手帳の発行	町	
		移動図書館バス運行事業 ・図書館バスの運行による読書啓発と読書機会の提供	町	
		ブックスタート・フォローアップ事業 ・読み聞かせや絵本の紹介による子どもと保護者への読書啓発	町	
		子ども読書推進計画策定事業・町図書館・学校図書館連携事業 ・学校図書館の充実や環境整備に向けた推進計画の策定と図書館司書の配置	町	
		厚沢部町幸齢者学級開催事業 ・高齢者の生きがいのある生活、心豊かな生活を築くための学習会の開催	町	
		厚沢部町文化協会活動費助成事業 ・町文化協会への活動支援	民間	
		厚沢部町児童生徒芸術鑑賞会・町民芸術鑑賞会開催事業 ・小中学生を対象とした芸術鑑賞会の開催	町	
		町民文化祭開催事業 ・文芸作品展、芸能発表会への活動支援	民間	
		生涯スポーツ振興事業 ・スイミングスクールや小中学生水泳競技大会、スキー教室等の開催	町	
		厚沢部町スポーツ少年団本部助成事業 ・スポーツ少年団の大会参加料等の助成と指導員の育成	民間	
		厚沢部町スポーツ協会助成事業 ・スポーツ協会主催大会等の活動支援	民間	
		スポーツ推進委員活動事業 ・町スポーツ推進委員活動及びスポーツ振興の推進	町	
		土橋自然観察教育林管理事業 ・土橋自然観察教育林の適切な管理、イベント等の開催	町	
厚沢部町総合グラウンド改修事業 ・排水対策等		町		

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

学校施設等の整備にかかる事項については、「厚沢部町学校施設等個別施設計画」等と整合性を図るものとする。

図書館など社会教育系施設については、本町の歴史や発展の資料を保存していることから、長寿命化工事を実施し、体育館部分とあわせ現状を維持することとし、総合体育などレクリエーション施設については、基本的には現状を維持し、維持管理のために必要な修繕並びに改修を行うことで、長寿命化を目指すこととしている。

また、これら公共施設等の整備にかかる事項については、「厚沢部町公共施設等総合管理計画」等と整合性を図るものとする。

10. 集落の整備

(1) 現況と問題点

本町は、3地域に区分され、コミュニティの基礎単位である集落については、26の区域で形成されている。基幹集落は新町302戸（567人）、主要集落として赤沼町318戸（565人）、館町208戸（357人）、鶴町153戸（274人）である。（令和7年3月31日現在）

本町では、20の町内会とこれらを統括する町内会連絡協議会が組織されており、各町内会において、伝統行事や地域ごとのコミュニティ活動が展開されている。しかし、地域ごとのコミュニティ活動は、過疎化や人口減少により、参加・活動するメンバーが固定化している中、高齢化も進んでいるのが実情である。

このため、今後は、新たな地域コミュニティのあり方を検討していくとともに、町内会やボランティアグループなどの活動を支援し、多様なコミュニティ活動の推進と活性化を図る必要がある。

(2) その対策

- ① 組織や活動の持続困難な町内会については地域コミュニティの再編について検討し、新たな地域コミュニティ組織の形成を図る。
- ② 地域住民相互の連帯感や信頼感を高めるため、祭りや行事、防犯活動、清掃・美化活動などの活動を支援する。
- ③ 地区駐在員をはじめとした、コミュニティ活動の中心となる指導者やリーダーの発掘・養成を図るとともに、防犯活動、交通安全推進、清掃・美化活動など参画意識の高揚に努める。
- ④ コミュニティ活動の拠点・交流の場として、ふれあいセンター等の有効活用を図る。

<地域の持続的発展するための分野目標>

具体的な施策	目標値
コミュニティ活動への助成	年間：3件
防犯活動への助成	全町内会及び町内会連絡協議会で活動実施
交通安全運動推進への推進員・指導員・ボランティアの参加数	年間：100人以上
地区駐在員数	全地区に配置

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 集落整備	防犯街路灯設置及び電気料助成事業 ・防犯街路灯新設・改修事業費及び電気料補助	民間	
	(3) その他	交通安全運動推進 ・交通安全運動推進委員会助成	民間	
		地区駐在員活動の推進 ・地区駐在員活動の充実（報償費等）	町	
		地域コミュニティ活動助成事業 ・コミュニティ活動団体への事業費補助	町	
	町内会連絡協議会助成事業 ・町内会活動への助成	町		

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等の整備にかかる事項については、「厚沢部町公共施設等総合管理計画」等と整合性を図るものとする。

1 1. 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

町内の文化サークルでは自らのライフスタイルの充実を目指し、生涯学習を合言葉に現在 12 団体 145 人が文化協会に加盟し、それぞれ活発に活動している。

町内には国史跡 1 か所、天然記念物 1 か所のほか、鹿子舞をはじめとした伝統芸能が保存されており、これらの文化財や郷土芸能を守り、活かすための取り組みが進められている。特に平成 14 年に国の史跡に指定された館城跡は、明治維新の歴史を知る上で貴重な遺跡である。現在は桜の名所として町民に親しまれているが、堀・土塁の一部や井戸跡などが残るのみで、史跡の全体像や当時の姿が推測しづらい状況にある。また、知名度が低く来訪者数が少ないことも課題である。

(2) その対策

① 文化の振興

ア 文化の香り高い町づくりを目指し、町民文化祭や文化講演会の充実を図る。

イ 歴史と自然を生かした生涯学習活動の推進のため、町内の郷土芸能の後継者育成と学校授業等での活用を進めるとともに、土橋自然観察教育林を活用した学習会や観察会の充実を図る。

ウ 館城跡の本質的価値をわかりやすく提示するための史跡整備を実施し、函館市五稜郭跡や松前町福山城跡などの幕末維新関係史跡と連なる広域観光圏の確立とともに、館城跡の知名度アップに向けた取組を推進する。

<地域の持続的発展するための分野目標>

具体的な施策	目標値
文化サークルの維持・推進	団体数：12 団体／年間
伝統芸能の維持・推進	団体数：4 団体／年間
館城跡保存整備による史跡保存と学びの場の提供	来場者：1,000 人/年

(3) 計画

事業計画（令和 8 年度～令和 12 年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
10 地域文化の振興等	(1) 地域文化振興施設等 地域文化振興施設 その他	郷土資料館活用事業 ・郷土資料館の整備活用	町	
		館城跡保存整備事業 ・館城跡保存整備基本計画の修正や遺構の復元、サイン類・ガイダンス施設等の整備	町	
		館城跡管理事業 ・館城跡の草刈等による維持管理	町	
		文化財保護事業 ・町内の歴史的文化的文化財の保護	町	
	(3) その他	鹿子舞交流協議会運営費助成事業 ・鹿子舞交流協議会の活動支援	民間	
		伝統技能伝承講座開設事業 ・昔ながらの遊びや食物づくりを通し、小学生と異世代間との交流	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

郷土資料館など社会教育系施設については、本町の歴史や発展の資料を保存していることから、長寿命化工事を実施し、体育館部分とあわせ現状を維持することとしている。

また、これら公共施設等の整備にかかる事項については、「厚沢部町公共施設等総合管理計画」等と整合性を図るものとする。

1 2 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

地球レベルでの環境問題が深刻化する中で、化石燃料への依存から脱却し、資源循環型のエネルギー利用への転換を図ることが求められている。

当町では、「厚沢部町カーボンニュートラルビジョン」を策定し、2050年までの脱炭素社会の実現に向けて再生可能エネルギー等の利用促進と徹底した省エネルギーの推進、脱炭素型の地域づくりの推進、循環型社会の形成、事業者・町民への情報提供と活動促進等を目指している。

また、ゼロカーボンシティ宣言を行い、国から脱炭素先行地域として選定を受け、地域新電力会社（株式会社ハチャム）を主に関係事業者等と連携を図りながら、風力・太陽光など様々な再生可能エネルギーの導入を積極的に進めゼロカーボン達成に努めている。

再生可能エネルギーの利活用推進を図るためには、町民全体の環境意識高揚が必要であることから、再生可能エネルギーに関する情報や施策を継続して提供していくことが求められている。

(2) その対策

地球温暖化防止のため、温室効果ガスの排出量削減に向けた取組をする。地域新電力会社（株式会社ハチャム）を主に関係事業者等と連携を図りながら、風力・太陽光を中心とした再生可能エネルギーの導入を促進し、エネルギーの地域内消費を図り地域循環型社会の形成に努める。

また、再生可能エネルギー等に関する情報を提供し普及・啓蒙に努めるほか、「厚沢部町カーボンニュートラルビジョン」に基づき持続可能な循環型社会を目指して、再生可能エネルギーの利活用を推進していく。

風力・太陽光の電力を中心としながら、その他小水力等の未利用エネルギーの活用も含め、当町におけるエネルギーの多様化に向けた取組を促進する。

<地域の持続的発展するための分野目標>

具体的な施策	目標値
再生エネルギー関連雇用創出	就業者数：5年間5人

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
11 再生可能エネルギーの 利用の推進	(1)再生可能エネルギー利用 施設	新エネルギー施策推進 ・PV発電事業、風力発電事業	町 民間	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等の整備にかかる事項については、「厚沢部町公共施設等総合管理計画」等と整合性を図るものとする。

1 3 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

① 防災体制の充実

近年の当町における災害の発生状況は、大規模地震の発生はないものの、台風や集中豪雨によって、建物や農産物等に被害が生じている。

こうした中、町では地域防災計画を策定し、必要に応じて適宜見直ししながら、これを基本に町の総合的な災害対策を進めている。

大規模な災害に対しては行政の及ぶ範囲に限界があり、被害を最小限に抑えるためには、地域での自主的な活動が大きな力となることから、日頃から地域での助け合いや協力体制を構築しておくことが重要となる。

また、高齢者や障がいのある人など、災害時要援護者に対する地域ぐるみでの避難誘導や安全対策の充実も大きな課題の一つとなっている。

今後も、人口減に伴い、高齢化率が高くなることが予想されるため、消防団含め防災組織が地域と密接な関係を維持し、町民一人ひとりの防災意識の高揚と防災知識の普及を図り、防災体制の強化・充実を図っていく必要がある。

② 効率的で健全な行財政運営

過疎化、少子高齢化社会の到来、急速な情報化の進展、生活様式の高度化等により、ますます複雑化、多様化する住民ニーズに迅速かつ的確に対応するためには、計画的で効率的な行財政運営が求められる。

また、本格的な地方分権時代を迎え、厳しい財政状況のもと、自らの手で個性豊かで魅力あるまちづくりを推進していくためには、中長期を見据えた安定した財政運営を行うことが不可欠である。

今後も、これまでの成果を踏まえつつ、事務事業や組織・機構の見直し、定員管理の適正化、職員の資質向上など、行財政改革を継続的に実施していく必要がある。

また、人口減少の抑制に資する事業はもちろんのこと、人口が減っても地域が持続できるように人口規模に合わせた仕組みづくり、行財政運営が必要となる。

さらに、公共施設やインフラ施設の老朽化対策が今後の町財政に大きな影響を与えることが予想されることから公共施設等総合管理計画等に基づき、中長期的な施設の維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図る必要がある。

③ 開かれた行政及び住民参画の推進

町民との協働のまちづくりを推進していくためには、開かれた行政運営が必要である。

町民の町政に対する信頼を築くためには、町政運営に関する情報公開をより一層進めるとともに、わかりやすい多様な手段による広報・広聴活動の充実や町民の意見・要望などの把握に努める必要がある。

町民への情報提供は、「広報あつさぶ」や「議会だよりあつさぶ」、ホームページ、SNSなどにより、積極的に行うこととする。

さらには、町民との双方向の情報交換の場として、「まちづくり座談会」を開催し、住民との直接対話の機会を設けているが、若年層の参加者が少ない現状にある。

このため、若年層や勤労者も参加しやすい環境づくりや広報・広聴のあり方などについて検討し、各種計画策定や事業運営などの行政活動への積極的な参加を推進する必要がある。

(2) その対策

① 防災体制の充実

- ア 当町における総合的な災害対策の指針となる「厚沢部町地域防災計画」の定期的な見直しを行う。
- イ 避難所等防災拠点となる建築物や水道、通信施設等のライフラインの耐震化・長寿命化を図る。また、災害対策用非常食並びに各種応急資機材等の備蓄に努める。
- ウ 防災マップの作成や配布、町民参加の防災訓練の実施支援、避難場所や避難路等の周知を図るとともに、町民の防災意識の高揚に努める。
- エ 災害発生時において、町民の安全・迅速かつ円滑な避難を誘導し、人的被害の発生を防止するため、「避難情報の発令判断・伝達マニュアル」の作成を図る。
- オ 災害情報に関する関係機関の情報共有と住民への迅速な情報提供を図るため北海道防災情報システム及び防災情報配信システムの効果的な運用を図る。
- カ 農地や農村地域における災害を未然に防ぎ、被害を最小限に食い止めるため排水機場の能力向上や基幹排水路の整備に努める。

② 効率的で健全な行財政運営

- ア 人員の適正管理や組織の効率化、事務事業の見直しなどに積極的に取り組み、最少の経費で最大の効果をあげる簡素で効率的な行財政運営を推進する。
- イ 政策形成能力や企画能力を高めるため各種研修への参加や人事交流を推進し、職員の意識改革を図るとともに、地方分権に対応できる人材を育成する。
- ウ 地方創生事業などの活用による民間活力の導入を図る。

③ 開かれた行政及び住民参画の推進

- ア 情報公開条例の適正な運用及び情報公開活用の推進
- イ 若年層や勤労者が参加しやすいよう、「まちづくり座談会」の開催形態の見直しを図るとともに、積極的な情報提供に努める。
- ウ ワークショップやパブリックコメント、インターネット、SNSを活用した広聴活動の充実により、町民ニーズの把握に努め、政策立案への的確な反映を図る。

<地域の持続的発展するための分野目標>

具体的な施策	目標値
まちづくり座談会の開催	5年間：5回

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
12 その他地域の持続的発展 に関し必要な事項		防災計画策定事業 ・防災計画策定	町	
		効果的な防災情報配信 ・防災情報配信システム、手段の整備・運用	町	
		行財政改革委員会の開催 ・住民代表による行財政改革委員会の開催	町	
		まちづくり座談会の開催 ・3地区（下・鶯・館）で住民とまちづくりに対する意見交換会の開催	町	
		職員研修 ・各種研修への参加	町	
		広報広聴の推進 ・町広報紙の発行	町	
		広報広聴の推進 ・インターネットホームページの拡充	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等の整備にかかる事項については、「厚沢部町公共施設等総合管理計画」等と整合性を図るものとする。

別添 過疎地域持続的発展特別事業一覧表（再掲）

事業計画（令和8年度～令和12年度）過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1 移住・定住・地域間 交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展 特別事業 移住・定住	持家建設促進奨励事業 ・奨励金の交付	町	
		定住促進事業 ・結婚祝金、誕生祝金、定住促進 奨励金	町	
		素敵な過疎のまちづくり推進事業 ・第3セクター委託料等	町	
2 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展 特別事業 第1次産業	農業生産安定化特別対策事業費補助 ・農業共済掛金及び収入保険掛金助成	町	
4 交通施設の整備、交 通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展 特別事業 公共交通	江差高校等生徒通学費支援事業 ・定期券購入費補助	町	
		交通空白地有償運送事業 ・買い物、通院等への移送支援	町	
7 子育て環境の確保、 高齢者等の保健及び福祉 の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展 特別事業 児童福祉 高齢者・障がい者福祉	公営塾運営事業 ・公営塾の運営（対象：中学生及び高校生）	町	
		高齢者生活支援事業 ・給食サービス等	町	
8 教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展 特別事業 義務教育 その他	創造の翼小中学生研修派遣事業 ・小中学生による国内視察研修	町	
		厚沢部町文化講演会開催事業 ・心豊かな人材育成と地域力向上を図るため、多様な分野の講演会 の開催	町	
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展 特別事業 集落整備	防犯街路灯設置及び電気料助成事業 ・防犯街路灯新設・改修事業費及び電気料補助	民間	